

戦時期における昭和鉱業の株主総会：『昭和鉱業株式会社株主総会資料綴』の紹介

加藤，健太
高崎経済大学：教授

<https://doi.org/10.15017/7344009>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として．40，pp.85-119，2025-03-25．九州大学附属図書館付
設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：



【資料紹介】戦時期における昭和鉱業の株主総会

——『昭和鉱業株式会社株主総会資料綴』の紹介——

加 藤 健 太

はじめに

本稿で紹介する資料は、筆者（加藤）が所属する高崎経済大学の図書館が貴重書庫に配架している文字どおり「貴重」と評すべき厚さ約4cmの簿冊である。

いかなる意味で「貴重」なのかというと、（A）おそらくこの世に一点しか存在していないであろう希少性はもちろん、（B）それ以上に特定の期間に集中して関連資料を収録した体系的に求めることができる。

（B）に関しては、本文で詳しく論じるから、ここでは（A）のみに説明を加えておきたい。

筆者はこれまで株主総会（総会）を題材にした論文をいくつか発表してきた。その際、主な資料としては、分析対象の「株主総会議事録」（「議事録」）を用いることがほとんどであり、東洋紡などの民間企業、三菱史料館や紙の博物館などの資料館を訪ねたり、国立公文書館をはじめとする各地の公文書館、あるいは「日本の古本屋」のホームページ（HP）

の検索機能を使ったりして資料調査をしてきた。そして、「株主総会」をキーワードに「日本の古本屋」のHPを検索した結果、東京都千代田区に店舗を構える永楽書店に〈眠って〉いた『昭和鉱業株式会社株主総会資料綴』（『資料綴』）を発見したのである。

「日本の古本屋」のHPは二〇二一年二月三日時点で、「厚さ約5cm／第一三回～一九回他／開催案内葉書・出席者名簿・次第書・営業報告書・社長報告要旨・議事録・決議事項通知・貸借対照表・生産品出来高一覧表等」が綴られているという情報を提供していた。「議事録」の内容は詳らかにならないが、「厚さ約5cm」（実際に測ると約4cm）というくらいには、それほど薄くはないだろう。言い換えれば、単に決議事項を列挙した「決議録」ではなく、議長や株主の発言が残された「速記録」である可能性も低くない。というわけで、大学図書館に購入を依頼し、二〇二一年二月一二日に無事受入業務を完了させた（請求記号は335.43 : Sh97）。

以下では、昭和鉱業の設立と事業活動を簡単に検討したあと、『資料

綴」に収録された各種資料を概観したうえで、とくに有用と思われる資料を詳しく紹介したい。

具体的な検討に先立って、前提知識となる戦時期の商法の内容を確認しておこう。

周知のとおり、戦時経済体制への移行と踵を接した一九三八年四月五日公布の改正商法は、総則編と会社編に大きな変更を加えた。

本稿の目的との関連で関心を向けたのは、株主総会制度に関する次の改正である。すなわち、①招集地の制限の緩和（第二三三条）、②招集権者の法廷手続き（第二三一条）、③議事録の作成の義務づけ（第二四四条）、④総会決議の瑕疵を争う方法として、従来は決議無効の訴のみを法定していたが、瑕疵の態様に応じて、手続上の瑕疵の場合は決議取消しの訴（第二四七条）、内容上の瑕疵に関しては決議無効確認の訴（第二五二条）によるものとし、議決権行使から排除された特別利害関係人の救済を目的に不当決議の取消または変更の訴（第二五三条）を認め、さらに決議取消しの訴については、裁判所の裁量棄却（第二五一条）を認めるなど、「総会決議の瑕疵を争う方法を合理化」したこと、⑤定款の変更（第三四二条）、社債の募集（第二九七条）、営業の譲渡（第二四五条）、取締役および監査役などの責任の免除といった重要事項を株主総会の特別決議事項とした。⑤を要するに、総会の権限を拡大したのである。¹⁾

以上の変更をともなう改正商法は一九四〇年一月一日から施行された。次項で言及するように、『資料綴』に収められた資料は、二点を除きすべてその日以降に作成されたから、基本的には一九三八年改正商法に対応すると考えてよいだろう。したがって、法律の条文としては、穴戸監修（二〇〇七）の一九四〇年一月一日から四八年七月一二日まで有効なもの

を用いる。

1 昭和鉱業の設立と事業活動——概観——

昭和鉱業は一九三四年一月二六日、本社創立事務所において創立総会を開催し、発起人総代の森矗昶をはじめ、第1表に示す取締役と監査役を選任するとともに、森を代表取締役²⁾に選任した。同社の事業目的は「定款」の中で「一、鉱物ノ試掘、採掘及製錬並ニ之ニ付属スル事業」、「二、右原料及製品ノ売買」、「三、前各号ニ関連スル事業ニ出資又ハ其株式ノ取得」と定めた。

井崎（一九七一）によれば、昭和鉱業は設立以来、金、銀、銅、硫化鉄および硫黄などの各種鉱石、明礬石、石灰石の採掘・製錬・加工を目的に、複数の鉱区を開発したり、買収したりすることで、契島製錬所、日比製錬所、竹原電錬工場、大阪伸銅所、東京伸銅所（特殊電線）、尼崎工場（電線）、名古屋明礬工場、そして草津硫黄工場を設置していった。さらに一九三八年二月、商工省の方針に沿って、カルテル組織の水曜会のメンバーであった日本鉱業、三菱鉱業、三井鉱山、住友鉱業、古河鉱業、藤田組とともに、日本銅統制組合を結成し、「創業以来僅々四年にして早くも大産銅会社としての実力を如実に示すにいたった」とされる。

この「回顧」からは、昭和鉱業が業界大手として重要な地位を占めていたことがわかるだろう。

一九三八年に出版された『ダイヤモンド産業全書1 産金』は、昭和鉱業の主要設備として、大久喜鉱山付属の契島製錬所（広島県）、大久喜鉱山（愛媛県）、佐野鉱山（和歌山県）、坪井鉱山（岡山県）、弥高鉱山

第1表 昭和鉱業の設立時点の株主とその属性

氏名	所有株式数	ポスト	備考
岩瀬亮	30,000	監査役	蘆昶の弟／衆議院議員
森蘆昶	20,000	社長	
岩川与助	1,000		鹿兒島商船社長／秋田硫黄鉱業専務／合同硫黄鉱業専務
浜野佐一郎	1,000	監査役	
野田武雄	1,000	取締役	
児玉美雄	1,000		
安西直一	1,000	取締役	正夫の父親／実業家・政治家
安西正夫	1,000		蘆昶の娘婿
木戸俊夫	1,000		
森輝	1,000	常務取締役	蘆昶の弟
森曉	1,000	取締役	蘆昶の長男
諸角多門	1,000		
合計	60,000		

注) ポスト欄は昭和鉱業のものであり、すべてをカバーしている。

資料) 昭和鉱業株式会社「営業報告書」1933年後期、「株主名簿」1934年3月31日現在などより作成。

(岡山県)、泉浦金山・
楸洞鉱山(ともに朝鮮・江原道)をあげている。^③

本稿で紹介する資料との関連でとくに重要なのは、一九四〇年五月に帝国鉱業開発(鉱発)の傘下に入ったことである。これを契機にして、昭和鉱業は原料の採掘から製煉にいたる一貫経営の方針を転換し、鉱山経営に専念することになり、製煉所や伸銅所、各種工場を順次売却し、朝鮮・「満州」の鉱山開発と鉱山投資、さらには仏印やフィリピンなどへも進出していった。^④

具体的にいえば、昭和鉱業は一九四〇年九

月、宝田(山形県)や黒滝、大谷(いずれも秋田県)など休業中であつた鉱山の再開・稼行に乗り出し、翌一〇月には北海道の喜茂別硫黄鉱山を買収した。続く一九四一年は、一月に信夫硫黄鉱山(福島県)の開発を目的にして、赤司初太郎と共同出資で信夫硫黄鉱山株式会社を設立する一方、五月に名古屋明礬工場を王子製紙に売却し、六月には東京特殊電線工場、大阪伸銅所および尼崎電線工場を分離して、日立製作所と共同出資で日昭電線伸銅株式会社を設立した。さらに同年一〇月に愛媛県の今出鉱山と付属川之石選鉱場を、一九四二年一月には夏梅鉱山(兵庫県)と契島製錬所(広島県)をいずれも帝国鉱業開発に経営委託することにした。なお、昭和鉱業は一九四三年一〇月、川之石選鉱場を鉱発に売却している。^⑤

2 『昭和鉱業株式会社株主総会資料綴』の概観

『昭和鉱業株式会社株主総会資料綴』は、厚めの紙表紙に一ヶ所のこより綴じという体裁をとっており、表紙にタイトルはないけれど、高崎経済大学図書館のスタッフが「昭和鉱業株主総会資料綴」という旧字体の(背表紙)をつけている。古い資料に新しいそれを重ねて綴じているため、もっとも新しい資料から古いそれへとページをめくることになる。第2表の目録は、基本的に古い資料からナンバリングを振ったが、綴じられた順序のとおりと並べたために部分的に作成年月日が前後する場合もある。

この表に示すとおり、『資料綴』は一九三九年一〇月三〇日開催の第一二回定時株主総会から四三年六月一六日の臨時総会までをカバーしている。ただし、第一二回総会は「社長演説要旨」だけなので、実質的には

第2表 『昭和鉱業株式会社株主総会資料綴』 目録

No.	タイトル	作成年	月	日	備考
1	第12回定時株主総会に於ける森社長演説要旨	1939	10	30	
2	株券裏面補正に関する御通知	1940	1		
3	第13回定時株主総会次第書	1939	12	29	
4	第13回定時株主総会目的次項中定款変更の件左の通り				
5	定款変更の理由				
6	定款変更の要旨				手書き
7	定時株主総会決議事項御通知	1940	4	30	
8	第13回定時株主総会決議案	1940	4	30	
9	資金調整法に基く資金調達許可一覧				
10	総括表				
11	第13回定時株主総会決議決議録	1940	4	30	
12	重役会決議録	1940	6	15	
13	昭和鉱業重役改選	1940	6	15	
14	臨時株主総会次第書	1940	6	15	
15	臨時株主総会議案	1940	6	15	
16	就任承諾書	1940	6	29	
17	臨時株主総会決議事項御通知	1940	6	15	
18	第13回定時株主総会次第書	1940	4	30	
19	菅社長新任・訓示要旨	1940	6	16	
20	臨時株主総会決議録	1940	6	15	
21	臨時株主総会に於ける森社長演説摘録	1940	6	15	
22	臨時株主総会	1940	6	15	
23	第14回定時株主総会提出議案	1940	11	25	
24	第14回株主総会第1、2号議案の説明				
25	社長演説要旨	1940	11	25	
26	第14回株主総会第1、2号議案の説明				No.27から内容を一部変更
27	第14回株主総会	1940	11	25	
28	第14回定時株主総会次第書	1940	11	25	
29	定時株主総会決議事項御通知	1940	11	25	
30	貸借対照表・損益計算書・利益金処分案	1940	9	31	
31	定時株主総会決議事項御通知	1940	11	25	No.29と重複
32	第14回定時株主総会御通知	1940	11	9	
33	委任状（往復葉書）	1941	3	15	
34	委任状（往復葉書）	1941	3	21	
35	臨時株主総会決議事項御通知	1941	3	31	

No.	タイトル	作成年	月	日	備考
36	臨時株主総会議事録	1941	3	31	
37	臨時株主総会次第書（案）	1941	3	31	（案）には手書きで取消線
38	社長演説要旨	1940	11	25	第14回株主総会
39	第15回定時株主総会議事録	1941	5	27	
40	第15回定時株主総会に於ける社長演説要旨				
41	委任状御送付に付御注意	1941	11		
42	第16回定時株主総会御通知	1941	11	21	
43	*貸借対照表／損益計算書／利益金処分案				第16回
44	定時株主総会決議事項御通知	1941	11	28	
45	第16回定時株主総会に於ける社長演説要旨	1941	11	28	5を6、5月を11月、27日を28日に赤字で修正、手書き
46	社長演説要旨（昭和一六・三・三一臨時総会）	1941	3	31	手書き、庶務の印鑑は17.3.31
47	第16回定時株主総会における社長演説要旨	1941	11	28	
48	第16回営業報告書参考書類入				封筒
49	*第16期貸借対照表／第16期決算利益金処分案／第16期生産品出来高一覧表（其1～4）				手書き
50	第16回定時株主総会議事録	1941	11	28	
51	大峰鉱山臨時株主総会次第	1941	12	5	
52	臨時株主総会議事録	1941	12	5	
53	臨時株主総会社長報告要旨案				手書き、修正多数あり
54	臨時株主総会御通知	1942	3	21	
55	（イ）収支状態				
56	臨時株主総会出席氏名及株数	1942	4	8	
57	臨時株主総会議事録	1942	4	8	
58	臨時株主総会決議事項御通知	1942	4	8	
59	第16回定時株主総会議事次第書	1941	11	28	
60	第17回定時株主総会に於ける社長報告要旨	1942	5	25	
61	第17期営業報告書説明資料（株主総会用）	1942	5		
62	第17回定時株主総会議事次第書	1942	5	25	
63	第17回定時株主総会出席氏名及株数	1942	5	25	
64	第17回定時株主総会議事録	1942	5	25	
65	第17回定時株主総会御通知	1942	5	10	
66	委任状（往復葉書）	1942	5		
67	第17回定時株主総会に於ける社長報告要旨	1942	5	25	手書き
68	（案）第18回定時株主総会に於ける社長報告要旨	1942	11	25	手書き、修正多数あり
69	定時株主総会決議事項御通知	1942	11	25	
70	第18回定時株主総会御通知	1942	11	9	

No.	タイトル	作成年	月	日	備考
71	第18回定時株主総会出席氏名及株数	1942	11	25	
72	第18回定時株主総会議事録	1942	11	25	手書き
73	第18回定時株主総会議事次第書	1942	11	25	手書き
74	第18回定時株主総会議事次第書	1942	11	25	
75	第18回定時株主総会議事録	1942	11	25	
76	第18回定時株主総会に於ける社長報告要旨	1942	11	25	
77	臨時株主総会出席氏名及株数	1943	3	11	
78	臨時株主総会議事次第書	1943	3	11	手書き
79	臨時株主総会決議事項御通知	1943	3	11	
80	臨時株主総会議事次第書（一八・三・一一）	1943	3	11	
81	臨時株主総会開催通知	1943	2	21	
82	第19回定時株主総会御通知	1943	5	10	
83	臨時株主総会議事録	1943	3	11	
84	臨時株主総会議事次第書	1943	3	11	手書き
85	第19回定時株主総会に於ける社長報告要旨	1943	5	25	
86	定時株主総会決議事項御通知	1943	5	25	
87	第19回定時株主総会出席氏名	1943	5	25	
88	第19回定時株主総会出席氏名	1943	5	25	No.86と重複、ただしメモ書きあり
89	第19回営業報告書（昭和17年後期）	1943	3		
90	第19回定時株主総会議事録	1943	5	25	
91	臨時株主総会出席氏名及株数	1943	8	16	
92	臨時株主総会決議事項御通知	1943	8	16	
93	臨時株主総会議事録	1943	8	16	
94	臨時株主総会議事次第書	1943	8	16	

注）作成年月日の空欄は記載がないことを意味する。

第一三回から第一九回の定時総会、一九四〇年六月一五日、四一年三月三一日、同年一二月五日、四二年四月八日、四三年三月一日および同年八月一六日の六回の臨時総会の資料が中心となっている。

これらの株主総会に共通する主な資料とそのナンバーを列挙すれば、以下のようになる。

- ①「社長演説（訓示・演述・報告）要旨（摘録）」…No. 1、19、21、25、38、40、45、46、47、53、60、67、68、75、84
- ②「次第書」…No. 3、14、18、28、37、59、62、72、73、77、79、83、93。

- ③「決議事項御通知」…No. 7、17、29、31、35、44、58、69、78、85、91

- ④「御通知（開催通知）」…No. 32、42、54、65、80、81

- ⑤「議事録」…No. 36、39、52、57、64、71、74、82、89、92

- ⑥「出席氏名及株数」…No. 56、63、70、76、86、87、90

右記の資料の中で、①や②、⑤は手書きのものと活字のものとの両方を収録したために件数が多くなっている。そのうち⑤の「議事録」に関しては、先述したとおり、商法第二四三条第一項で「総会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス」と義務づけられた。ただ、その内容としては、第二項で「議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ、議長並ニ出席シタル取締役及監査役之ニ署名スルコトヲ要ス」と定められたにすぎない。それゆえ、企業によって「議事録」に著しい精粗が生じるのである。

昭和鉱業の場合、法律で義務づけられていない社長の「演説」や「訓示」、「演述」、「報告」の要旨（摘録）に加え、筆者にとっては初見とな

る「次第書」も作成しており、記録の保存と情報の開示に比較的前向きだったように思われる。なお、③と⑥は⑤とワンセットの資料と考えられる。

④は、商法第二三二条第一項で「総会ヲ招集スルニハ、会日ヨリ二週間前ニ各株主ニ対シテ通知ヲ発スルコトヲ要ス」と定められた「株主総会の招集の通知」に関わる資料（葉書）である。だから、たとえば、一九四〇年一月二五日開催の第一四回定時株主総会の「御通知」は一月九日付になっている。

次節では、『資料綴』に収められた株主総会関連資料の具体的な内容を紹介する。

3 具体的な資料の紹介

本節では、比較的文書の整った定時株主総会と臨時株主総会の資料をそれぞれ一回分ずつ紹介する。

ここで予め、表記に関するルールを確認しておきたい。というのも、とくに手書きの資料の場合、加筆・修正が施されているケースが目立つからである。以下に、基本的なルールを列挙する。

◎読みやすさを優先して、旧字体を新字体に改めるとともに、適宜句読点と濁点を付した。

◎とくに断りのないかぎり、取消線は原資料のままである。

◎手書きの加筆は「」内に表記した。なお、黒字の加筆と赤字のそれは、本誌で識別できないため表記を分けていない。

◎■は、取消線により元の文字が判別不能になったことを意味する。

第3表 第18回定時株主総会における出席株主の氏名と持株数

氏名	株数	氏名	株数
久留島 秀三郎	900	吉田 忠三郎	1,200
浜田 正	100	武田 轟	1,200
古市 六三	300	田中 志朗	1,200
豊田 秀兼	100	内田 豊治	1,200
佐藤 祐一	20	久末 国治	1,200
三瀬 保三郎	1,200	島野 彦曹	960
坂田 惟雄	120	田中 伝蔵	20
玉井 徳和	200	根橋 欽一	200
鈴木 忠治	100	山下 幸三郎	130
松田 正之	100	犬伏 節輔	30
菅野 栄三郎	100	中沢 豊	20
秋山 襄	10	宮森 善之助	50
成富 信夫	100	原本 郁郎	10
松本 正雄	10	山辺 兼次郎	10
小野 潔	600	平井 湖南	10
吉見 泰二	650	四条 七十七郎	10
田丸 久竹	1,000	真島 徳次郎	100
奈良 正造	1,000	鈴木 一郎	20
門脇 隆二郎	1,200	2,236名*委任状	997,030

資料)「第拾八回定時株主総会出席株主氏名及株数」より作成。

(1) 定時株主総会

本項ではまず、第一八回定時株主総会の関係資料を紹介する。第2表に示すように、この総会は「社長報告要旨」とその原案、「議事録」と「議事次第書」は手書きと活字の双方、「決議事項御通知」が揃っている。ただし、残念ながら「総会開催通知」は綴じられていない。

日付はすべて一九四二年一月二五日だが、手書きの資料と活字のそれとの相違が明らかになるように、手書き↓活字の順に資料を掲げることにした。なお、「第一八回定時株主総会出席氏名及株数」に関しては、情報を第3表に転記しておいたので、そちらを参照してほしい。

資料1

第拾八回定時株主総会御通知

拝啓 益々御清穆奉賀候 陳者当会社第拾八回定時株主総会左記ノ通り開催致候ニ付御繰合御出席相成度此段御通知申上候

敬具

追而 本総会ニハ御高承ノ如ク総株主ノ半数以上ニシテ資本ノ半

額以上ニ当ル株主ノ御出席ヲ要シ候、議案有之候ニ付万

御出席難相成候節ハ別紙委任状ニ御記名調印(予テ御届出

ノ御印章)ノ上折返シ御送付被下度御依頼申上候

昭和拾七年拾壹月九日

東京市京橋区築地五丁目式番地参

昭和鋳業株式会社

取締役社長 菅 礼之助

株主各位

記

一、総会日時

昭和拾七年拾壹月式拾五日午前拾時参拾分

一、総会場所

東京市京橋区築地五丁目式番地参 本社内

一、会議ノ目的タル事項

第壹号議案

第拾八回(自昭和拾七年四月壹日至全九月参拾日)營業報

告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書ノ承認及利益金

処分ノ件

第貳号議案

定款一部変更ノ件

定款第五条中当会社ノ公告ハ東京市ニ於テ発行スル「中外商業新報」ニトアルヲ「日本産業経済」ニト変更スルコト

以上

先に述べたとおり、株主総会の開催通知は、商法で定められた二週間前という期限を遵守するため、一月九日付で株主に送付されている。

資料2

昭和十七年十一月二十五日

第十八回定時株主総会次第書

昭和鉱業株式会社（以上は表紙Ⅱ引用者）

第十八回定時株主総会次第書（昭和鉱業）

昭和十七年十一月二十五日（水曜日）午前十時三十分

於本社講堂

開会（総会成立ノ報告）

議長（社長）

本日ハ、皆様ニ於カレマシテハ、御多用ノ処御繰合セ御出席下サイマシテ有難ウ御座イマス。デ

ハ是ヨリ第十八回定時株主総会ヲ開会致シマス。

去ル十月二十五日現在ノ株主総数、三千九百九十

七名、其ノ株式総数ハ百二十万株デアリマス。其

ノ内、今此処ニ御出席ニナリマシタ株主数ハ、委

（株主）

任状共 名、其ノ所有株数ハ
株デ、株主総数並ニ資本ノ半額以上ノ御出席ヲ得タノデアリマシテ、之ニ依リ本日ノ総会ハ、適法ニ成立致シマシタコトヲ御報告致シマス。就キマシテハ、議案ノ御説明ヲ兼ね、当期ニ於ケル会社ノ業況ニ就キマシテ概略ヲ御報告申上ゲタイト存ジマス。
社長報告（別紙）

議案ノ審議

一、第十八回（昭和十七年四月一日至昭和十七年十月卅日）営業報告書、財産目録、損益計算書、貸借対照表ノ承認及利

益金処分ノ件

議長

夫レデハ、是ヨリ議案第一号第十八回営業報告書、財産目録、損益計算書、貸借対照表ノ承認及利益金処分案ニ付、御承認並ニ御議決ヲ得タイト存ジ

マス。尚、其ノ内容ニ就キマシテハ、先刻概略御

説明申上ゲマシタカラ省略致シマス。又、本議案

ニ対スル書類ハ既ニ御手許ニ差上ゲテアリマスカ

ラ朗読ヲ省略致シマシテ、直ニ、監査役ノ報告ヲ

乞フコトニ致シタイト思ヒマス。御異議ハアリマ

センカ。

（株主）

議長 夫レデハ、監査役ノ御報告ヲ御願ヒ致シマス。

(議案ノ審査報告)

監査役 監査役ヲ代表致シマシテ御報告申上ゲマス。監査

役ハ取締役ヨリ提出セラレマシタ第十八回營業報告書、財産目録、損益計算書、貸借対照表ニ就キマシテ、一々詳細ニ監査致シマシタノデアリマスガ、何レモ適法且ツ正確ナルモノト認メマシタ。又、利益金処分案ニ就キマシテモ、是亦、妥当ナルモノト認メマシタ。此ノ儀御報告申上ゲマス。原案ニ御異議ハ御座イマセンカ。

(株主)

議長 御異議ガナイ様デアリマスカラ、議案第一号ハ原

案通り御承認可決セラレタルモノト認メマス。

二、定款一部変更ノ件

議長 ヲ附議致シマス。右ハ当社公告新聞デアル中外商

業新報ガ今回、日刊工業新聞其ノ他ト統合致シマシテ、日本産業経済トナリマシタ為、定款第五条ヲ変更セントスルモノデアリマシテ、其ノ改正案ニ就キマシテハ、既ニ御手許ニ差上ゲテアリマスカラ朗読ヲ省略サセテ頂キマス。宜敷御審議ノ程御願致シマス。

(株主)

議長 只今ノ御提案ニ御異議ハアリマセンカ。

(株主)

議長 御異議ガナイ様デアリマスカラ議案第二号ハ原案

通り可決セラレタルモノト認メマス。

閉会

議長

之ヲ以テ本日ノ議案ハ、全部議了致シマシタ。御多用中、御苦勞様デ御座イマシタ。厚ク御礼申上ゲマス。夫レデハ之デ閉会致シマス。

以上

この資料は手書きであり、議長（社長）が開会を告げ、総会の成立を報告する際に触れる委任状を含めた出席株主数とその所有株数が空欄になっている点、株主の発言が空欄になっている点、次に示す活字の「次第書」との相違点である。

資料3

第十八回定時株主総会次第書（昭和鉱業）

昭和十七年十一月廿五日（水曜日）午前十時三十分

於本社講堂

開会（総会成立ノ報告）

議長（社長）

本日ハ、皆様ニ於カレマシテハ、御多用ノ処御繰合セ御出席下サイマシテ難有御座イマス。デハ是ヨリ第十八回定時株主総会ヲ開会致シマス。去ル十月二十五日現在ノ株主ハ三千九百九十七名、其ノ株式総数ハ百二十万株デアリマス。其ノ内今

(株主)

此処ニ御出席ニナリマシタ株主数ハ委任状共【二、二七三】名、其ノ所有株数ハ【一、〇一三、四一〇】株デ、株主総数並ニ資本ノ半額以上ノ御出席ヲ得タノデアリマシテ、之ニ依リ本日ノ総会ハ適法ニ成立致シマシタコトヲ御報告致シマス。就キマシテハ、議案ノ御説明ヲ兼ね、当期ニ於ケル会社ノ業況ニ就キマシテ、概略ヲ御報告申上ゲタイト存ジマス。

社長報告（別紙）

只今、本期業況ニ就キマシテ詳細ナ御報告ヲ戴キ、大変満足トスル次第デアリマス。

只今本期ニ於ケル業績ニ付議長ノ御報告ニ依リマス、利益率ノ増進ハ若干鈍化シタルモ、生産量ハ予期以上ノ増進デアツタトノコトデアリマシテ、我々株主トシテハ、誠ニ意ヲ強クスルモノデアリマス。何トナレバ、今や戦争ハ長期持久戦ノ段階ニ入りマシテ、我が経済体制モ亦之ニ即応シタ万全ノ備ヲ必要トシテ居ルノデアリマス。長期消耗戦ヘノ対策ハ、我が国ノ支配シ得ル一切ノ経済力ヲ総動員シテ、戦争ヲ完遂スルト云フコトニ尽キルノデアルト思フモノデアリマスガ、今日ノ我が経済体制ハ、決シテ完璧ノ域ニ達シタト云ヒ得ナイノデアリマス。問題ヲ物資ノミニ付テ見ルモ、戦争遂行ニ必要ナ重要物資ヲ常ニ確保サシテ居ル

トハ云ヒ得ナイノデアリマス。此ノ見地ニ於キマシテ、当社ガ国策ニ順応シ、戦時下資材労力ノ入手ニ付、其ノ他凡ユル悪条件ヲ克服シテ、刻下最モ必要トスル銅鉱ノ増産ヲ具現セラレ、職域奉公ノ一端ヲ示シタコトハ、社長以下従業員ノ必勝不敗ノ御努力ニ対シ、満腔ノ謝意ヲ表スル次第デアリマスト共ニ、今後増産ノ遂行ト共ニ、益々稼行条件悪化ノ程度ハ深マツテ行クデアロウコトニ対処シ、尚一段ノ御工夫ト御努力ニ依リ生産「コスト」ノ上昇ヲ抑止シ、業績ノ向上ヲ計ラレンコトヲ切望スルモノデアリマス。就キマシテハ、第十八期事業概要ニ対シマシテハ、只今ノ議長ノ御説明ニ依リ御了解ノコトト存シマスカラ、直ニ議案ノ審議ニ入ランコトヲ動議致シマス。

議案ノ審議

一、第十八回（昭和十七年四月一日至昭和十七年十月卅日）營業報告書、財産目録、損益計算書、貸借対照表ノ承認及利益金処分ノ件

議長

夫レデハ、是ヨリ議案第一号第十八回營業報告書、財産目録、損益計算書、貸借対照表ノ承認及利益金処分案ニ付、御承認並ニ御議決ヲ得タイト存シマス。尚其ノ内容ニ就キマシテハ、先刻概略御説明申上ゲマシタカラ省略致シマス。又本議案ニ対スル書類ハ既ニ御手許ニ差上ゲテアリマスカラ朗

(株主)

読ヲ省略致シマシテ、直ニ監査役ノ報告ヲ乞フコトニ致シタイト思ヒマス。御異議ハアリマセンカ。賛成々々

議長

夫レデハ、監査役ノ御報告ヲ御願ヒ致シマス。

(議案ノ審査報告)

監査役

監査役ヲ代表致シマシテ御報告申上ゲマス。監査役ハ取締役ヨリ提出セラレマシタ第十八回營業報告書、財産目録、損益計算書、貸借対照表ニ就キマシテ、一々詳細ニ監査致シマシタノデアリマシタ、何レモ適法且ツ正確ナルモノト認メマシタ。又利益金処分案ニ就キマシテモ、是亦妥当ナルモノト認メマシタ。此ノ儀御報告申上ゲマス。

議長

原案ニ御異議ハ御座イマセンカ。

(株主)

異議ナシ々々

議長

御異議ガナイ様デアリマスカラ、議案第一号ハ原案通り御承認可決セラレタルモノト認メマス。

二、定款一部変更ノ件

議長

ヲ附議致シマス。右ハ当社公告新聞デアル中外商業新報ガ、今回日刊工業新聞其ノ他ト統合致シマシテ、日本産業経済トナリマシタ為、定款第五条ヲ変更セントスルモノデアリマシテ、其ノ改正案ニ就キマシテハ、既ニ御手許ニ差上ゲテアリマスカラ朗読ヲ省略サセテ頂キマス。宜敷御審議ノ程御願致シマス。

(株主)

御趣旨判リマシタ。御尤モノコトデ御座イマス。原案通り賛成致シマス。

議長

只今ノ御提案ニ御異議ハアリマセンカ、

(株主)

異議ナシ々々

議長

御異議ガナイ様デアリマスカラ議案第二号ハ原案通り可決セラレタルモノト認メマス。

閉会

議長

之ヲ以テ本日ノ議案ハ全部議了致シマシタ。御多用御苦勞様デ御座イマシタ。厚ク御礼申上ゲマス。夫レデハ之デ閉会致シマス。

以上

手書きの「次第書」とは異なり、株主の発言が盛り込まれるとともに、

出席株主数とその所有株数が手書きで加筆されている。

次に、株主総会議事録（「議事録」）も、手書き↓活字の順に示しておく。

資料4

第十八回定時株主総会議事録【手書き】

(昭和十七年十一月二十五日)

十時三十分総会開始

副社長議長席二着席

社長令閨昨夜十時二十五分御死去ニナリマシタノデ、私ガ社長二代

リ総会ヲ開催致シマス

当社ノ株主総数ハ三千九百九十七名ニシテ、其ノ株式ハ百二十万株デアリマス

本日出席株主（委任状共）二千二百七十三名、ソノ株数八一〇一万二千四百十株デアリマシテ、株主半数、資本ノ半数以上出席セラレマシタノデ、本日ノ株主総会ハ適法ニ成立サレマシタコトハ喜ビニ堪ヘマセン

第十八期營業成績ハ御手許ニ差上ゲマシタ通りデアリマス

議長

社長報告ノ要旨ノ説明アリ（別紙印刷書ノ通り）

【議長説明中途ニテ】

株主①

議長、議事ニ入ルニ先テ一寸申上ゲタイ

議長、未ダ申上ゲルコトガアリマスノデ、一寸待テ戴キタイノデアリマス

議長

続イテ説明継続（別紙印刷書ノ通り）

咸安鉱業所デ「コバルト」鉱ガ発見サレマシタコトハ未ダ宣伝ハ余リシテイナイノデアリマスガ、咸安ニ「コバルト」選鉱所ヲ建設シテ居リマス

コレハ本邦ニ於ケル「コバルト」選鉱場ノ第一トスルモノデアリマス、朝鮮ニ於テ選鉱ヲ行ヒ、日比製鍊所ニ持ッテ行キ製品トスルノデアリマス

次ニ南方占領地域ニ乗り出シタコトヲ発表シテ置キマス、詳細ハ發

表出来兼ねマスノデ省略シマス

最後ニ一ツ申上ゲタイコトハ、当社ト台湾拓殖ト折半シテクロム会社ヲ創設シタコトハ先ニ報告シテアリマスガ、其ノ後ノ状況ヲ報告申上ゲマス、コノ会社ハ日本法人デアリマスガ、仏蘭西法人デナケレバナラヌノデアリマスガ、印度支那クロム会社ヲ創設シタイ旨現地デ交渉ノ結果、許可ニナリマシテ会社ハ創設セラレマシタ

只今50%ノクロム鉄鉱ヲ二千トン貯鉱シ、何時デモ積出セル様用意シテアリマス、十二月末マデニハ二千トンハ積出シ得ル様テハズ完了済デアリマス

日本ヘ持つテ来ル船ノ関係ハ、コレマデ見透シガツカナカッタノデスガ、極ク最近彼地カラ鉄鉱ヲ積ンデ来ル船ニ乗セルコトガ出来ル様、当局ト交渉ガ出来テ順調ニ進展シテ居リマス

来年中ニハ五、六千トンヲ産出出来ル様ニナッテ居リマス

コノ鉱山ノ将来ニ付キマシテハ、日本デ必要トサレテ居ルクロムハマカナイ得ルコトガ出来マス、ナホ百本クライボーリングノ結果、ナホ百年クライ作業ガ出来ル鉱量ヲ確メルコトガ出来マシタ

株主①

私ハ常ニ申上ゲルノデアリマシテ、株主総会ハ常ニ世間ニ行ハレテイル議案文ノ説明ノミデコレニ賛成スル丈デハ妙味ガナイ、コノ業績ニ付キ親切ニ説明ガアリマシタ事ハ誠ニ有難イコトデアツテ、コノ心構ヘガ必要デアリマス

只今伺ヒマスレバ、昨晚社長御令閨御逝去ニナッタコトハ誠ニ哀悼ノ至リニ堪ヘマセン、株主一同ノ名ニ於テ供物弔詞ヲ差上ゲタイト思ヒマスノデ、適當ナル方法ニヨリ深甚ナル弔意ヲ表シタク、株主

一同ノ同意ヲ御願ヒ致シタイノデアリマス
株主

一同拍手

只今当社ガ南ニ進ンデ占領地域ノ開発ニ尽力サレテイルトイフコトヲ御聞シマシテ、誠ニ株主トシマシテモ御同慶ノ至リニ堪ヘマセン、副社長【東奔西走サレ】昨日南方ヨリ御帰ニナリマシテ、翌日總會ニ出ラレマシタコトモ国策ニ沿フ所以デアリマシオ【スレバ】我ガ社ガ国策ニ沿フコトハナマヌルイコトデアリマシテ、沿フノテハナクシテ国家ソレ自身ノ力ヲ作ツテイルノデアツテ、只今ソレヲ伺ヒマシテ誠ニ喜ビニ堪ヘマセン

七、八両月ニ行ハレマシタ戦時金属非常増産強調期間中、大久喜、坪井、実川ノ三鉱山ガ表彰ヲ受クルコトノ出来マシタノハ、役員、職員、従業員諸氏ノ御努力デアリマシテ、感謝ノ他アリマセン、従業員諸氏ニ適當ナル時ニ於テ宜敷ノ御伝言下サル様御願ヒ致シマス
休眠鉱区ノ開発、南方方面ノ進出ト共ニ財政状態ヲカタメ、内外相応シ、著々繁榮ニ応ジテイルノハ我ガ社ノタメ、国家ノタメ、御同慶ニ堪ヘマセン、利益率ノ増加ハ我々ノ目的トシテ居ルモノデアリマセン、生産量ノ増加ガアレバ利益才出テ来ルノハ当然デアリマシテ、固定資材ノ償却ガ増加シテ、ソレニ振向ケタ為ニ、利益率ノ鈍化ヲ来シタコトハ議長ノ申サレタ【コノ】利益率ノ鈍化ハ誠ニ目出度イ鈍化デアリマス、我ガ社ガ外ニ銅鉱ノ開發増産ニ努メ、国家ノタメニ尽サレテイルノハ、肩身ガ広イコトデアツテ、只望蜀ナ希望ヲ述ベレバ、生産「コスト」ノ増加デアリマスガ、収入ヲ大キクスレバ支出モ大キナルノハ万止ムヲ得ヌノデアリマシテ、支出ヲ

ナルベク少クスルコトハ望ム所デアリマス、役員ニ於カレマシテモ、コレヲ御考ヘニナツテイルコトハ説明サレマシタガ、猶一層ノ将来ニ於ケル支出ヲナルベク少クシテモライタイト思ヒマス

株主②

議長只今ノ株主ト同意見デスガ、只今迄ノ説明ニヨリ、当社ガ国策ノ線ニ沿ツテ日夜尽力セラレ居ルコトハ誠ニ感謝ニ堪ヘマセンガ、当社トシテ株価ガ優レヌノハ我々トシテ心淋シイコト、思ヒタイノデアリマス、将来ニ対シ配当ヲ懸念シテ株価ヲ水平ニマデ上ケテ下サイマス様御願ヒシマス

株主

賛成

議長

監査役ノ監査報告ニ移ツテイタダキタイト思ヒマス

議長

只今ハ社長御令闕死去ニツキマシテ、深甚ナル御弔詞ヲ戴キマシタコトハ、私ヨリ其ノ旨社長ニ御伝ヘ致シマス、小生役員ニ対シ懇篤【ナル】御言葉ニ対シマシテハ、厚ク感謝致シマス、ナホ又只今利益率ノ上昇、株価ヲ水準ニナル様ニトノ御説ヲ伺ヒマシタガ、イタズラニ損ガアツテモ構ハナイ、物ガ出レバトイフコトデハナイノデアリマシテ、モノヲ沢山出シテ製産コストヲ下ゲル考ヘバカリデナク、ソノ計画キ【ノ】モトニ進ンデ居リマスノデ、今年ヨリ一年五ニハ量ニ於テモ、モットヨイ数字ヲ御ミセスルコトガ出来マスコトヲ御示シネルコトガ出来ルコトヲ申上ゲテ置キマス、其ノ点御諒承下サイ

株主⑭

議長、コノ会社ノ日比製鍊所ハ当社ノ癌トマデ謂ハレテ居リマスガ如何デアリマスカ

議長

日比製鍊所ノ改良工事ハ着々ト進シデ居リマスガ、鉄材ノ関係カラ予定通りニ進捗シテハ居リマセンガ、部分的ニハ逐次改善セラレテ居リマス、著々建設シ【ノ】事ニ怠リナク続行シテ居リマス

今迄ガソリン機関車デヤツテ居リマシタノヲ電気機関車デヤルトカ人デヤツテイタ荷役ヲ「クレン」デヤルトカ

又「クレン」デ挙ゲタモノヲ「ベルトコンベヤ」デサバイテイルトイフ様ニ、工事中デ地上ニ現ハレルコトハ少シクカ、リマスガ、漸次完成ノ域ニ達スルモノト思ヒマス

株主⑮

鉦石ハ入ルノデスカ

議長

荷サバキハドウニカヤツテ居リマス、原料関係ハ心配アリマセン

株主⑯

【議長ノ】説明ニ対シ札ヲ述ブ

株主⑰

デハ監査役ノ報告ヲ御願ヒシマス

監査役玉井氏ハ僭越ナガラ監査役ヲ代表シテ株主ニ〈御〉報告致シマス

第十八回営業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書ニ付キ一々詳細ニ監査シマシタ結果適法正確ナルデ妥当ト認メマシタ

又利益金処分等【モ】妥当ナルモノト認メマス

株主

原案異議ナシ

議長第一議案ニツキ御異議アリマセンカ

議長

定款一部変更ノ件、当社ノ公告ハ今迄中外商業新報ニ掲載シテマリマシタガ、同新報社ガ日刊工業等ト合併ニナリ、日本産業経済ニ変更サレマシタノデ、前項定款第五条ヲ変ヘタイト思ヒマス

株主⑱

当然ノ帰結デアリマシテ、議長ニ於テ適當ニ御採決願ヒマス

株主

異議ナシ賛成

議長

コレヲ以テ本總會ヲ終了致シマス

御急ガシイ処御苦勞様デス

十一時二十三分終了

この資料に表紙はなく、タイトルの下に「秘書／17.12.17／吉田」という判子、日付の下に「瀧村」という判子がそれぞれ押されている。秘書部門の「吉田」なる人物と所属の不明な「瀧村」なる人物が「議事録」の内容をチェックしたと推察される。

注目したいのは、氏名こそ判明しないものの、株主の発言が記録された点である。必ずしも量的に充実しているとはいえないが、戦時期の株主の利害とその主張に接近することを可能にした情報と考える。

資料5

第拾八回定時株主総会議事録

昭和拾七年拾壹月貳拾五日午前拾時參拾分ヨリ東京市京橋区築地五丁目貳番地參本社ニ於テ第拾八回定時株主総会ヲ開催ス

開会ニ先チ、取締役副社長久留島秀三郎氏登壇

社長ハ令聞ガ昨二十四日午後十時二十五分逝去セラレタル為、喪中ノ故ヲ以テ出席ヲ遠慮セラレタルニ付、本日ノ総会ハ不肖副社長ガ代理トシテ議長トナル旨挨拶ヲナシタル後議長席ニ就キ開会ヲ宣ス

議長

本年拾月貳拾五日現在ノ株主総數參千九百九拾七名、其ノ株式總數八百貳拾萬株ノ処、本日出席ノ株主貳千貳百七拾參名（委任狀加算）、其ノ所有株數百壹萬貳千四百拾株ニシテ、本總會ノ決議ニ必要ナル商法所定ノ定數ヲ具備シタルニ付、本日ノ總會ハ適法ニ成立ノ旨報告シタル後、議案第壹号ノ説明ヲ兼本期事業狀況ノ大要（別紙）ヲ説明ス
社長令聞逝去ニ對シテハ、株主一同哀悼ノ意ヲ表シ度ニ付、可然伝達方願度ト述ベタル後、本期業況ニ関スル議長ノ報告ニ對シ満足ナル旨述べ、併セテ業績ノ漸次好転特ニ政府ノ増産運動ニ對シ優良ナル成績ヲ挙げタル為、大久喜、坪井、実川ノ三鉦山ガ表彰セラレタルコト、並ニ生産量ノ増加ハ誠ニ慶賀ノ至リナルモ、諸經費ニ於テ收入ノ割合ニ増大セシハ、時局下稼行条件ノ惡化ニ伴フ不

株主

可避ノコトナルモ、尚一層ノ創意ト工夫トニ依リ之ガ抑止ニ努力セラレタシト希望意見ヲ發表シ、直ニ議案ノ審議ニ入ラレタシト動議満場賛成ス
議案第壹号 第拾八回（自昭和拾七年四月壹日至昭和拾七年九月參拾日）營業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書ノ承認及利益金処分ノ件（別紙）
ニ付審議ヲ乞フ旨述べ、且ツ朗読ヲ省略、直ニ監査役ノ報告ヲ致サセ度ト諮ル
賛成々々
玉井徳和氏監査役ヲ代表登壇シ、第拾八回營業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書ハ何レモ適法且ツ正確ナル旨並ニ利益金処分案ハ妥當ナルモノト認ムル旨報告ス
満場異議ナキ旨述べ、原案ニ賛成ス
議案第壹号ハ原案通り承認可決セラレタル旨述べ
議案第貳号 定款一部変更ノ件
ニ付提案ノ理由トシテ、当社公告新聞中外商業新報ガ日刊工業新聞其ノ他ト統合シ「日本産業經濟」トナリタルニ付、現行定款第五條ヲ左記ノ通り變更致度ト説明シ、審議ヲ乞フ旨述べ
第五條 当会社ノ公告ハ東京市ニ於テ発行スル日本産業經濟ニ之ヲ掲載ス
原案賛成ノ意ヲ表ス

議長

株主

監査役

株主
議長

株主

議長 異議ナキヤ否ヤヲ確ム
株主 満場異議ナク賛成ス
議長 議案第貳号即チ定款一部変更ノ件

ハ原案通り可決セラレタル旨述べ本日ハ以上ヲ以テ
議案全部議了ニ付閉会スル旨宣ス時ニ午前拾壹時參
拾分

昭和拾七年拾壹月貳拾五日

東京市京橋区築地五丁目二番地參

昭和鋳業株式会社

議長 取締役副社長 久留島 秀三郎

常務取締役 浜田 正

取締役男爵 古市 六三

取締役 豊田 秀兼

全 佐藤 祐一

全 三瀬 保三郎

全 坂田 惟雄

監査役 玉井 徳和

全 鈴木 忠治

全 男爵 松田 正之

監査役 菅野 栄三郎

この資料も表紙はなく、タイトルの下に「庶務／17.124／吉田」の判
子が押されている点は資料4と共通している。しかし、株主の発言が大
幅に削除された点には目を向けるべきだろう。

商法は、「第一編 総則・第二編 会社」の「第三節 会社ノ機関」の
「第一款 株主総会」で、第二四四条に「総会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作
ルコトヲ要ス」と定めたとうえで、その内容として「議事ノ経過ノ要領及
其ノ結果ヲ記載」することを義務づけていた。⁸⁾理由は詳らかにならない
いが、昭和鋳業は正式な「議事録」として情報を開示するにあたり、株
主の発言の掲載に消極的な姿勢を示したといえる。

このように、「議事録」は活字化に際して情報量を減らしたものの、そ
れをある部分に限って補完するのが、手書きの「議事録」では「別紙印
刷書」、活字のそれでは「本期事業状況ノ大要（別紙）」とされた「社長
報告要旨」である。これまでと同様に手書き⇒活字の順に紹介しよう。

資料6

（案）第十八回定時株主総会ニ於ケル社長報告要旨（昭和十七・一
一・二五）

本日ハ御多忙ノ処ヲ御繰合セ御出席下サイマシテ難有御座イマス。

扱議案ノ御説明ヲ兼ね、当期ニ於ケル会社ノ業況ニ就キマシテ概略
ヲ御報告申上ゲマス。

第十八期ノ営業成績ハ予テ御手許ニ差上ゲテアリマス営業報告書、
財産目録、貸借対照表、損益計算書ノ通りデ御座イマスガ、当期モ
引続キ既定計画タル休眠鉱区ノ開発、稼行鉱山増産ノ完遂ニ邁進ス
ル外【一】併【七】テ鉱源ノ探査、確保ニモ全力ヲ傾注致シマシテ將
来ニ亘ル恒久的増産達成ノ基礎ヲ培養シ【一】以テ戦争ノ長期化ニ対
処スルノ国策ニ寄与センコトヲ企図致シタノデアリマス。然ル処政

府ニ於カレマシテモ七月、八月ノ兩月ヲ戰時金屬非常増産強調期間トセ【定メ】ラレマシテ、金屬ノ増産運動ヲ展開セラレマシオ【タガ】、当社鉦山中大久喜、坪井、実川ノ三鉦山ハ【此ノ場合ニ於ケル】増産鉦山トシテ指定サレ【マシ】タノミナラズ【一】所定ノ増産ヲ実限【現】シタモノトシテ三鉦山共ニ夫々優良鉦山トシテ表彰ヲ受クルノ【光】榮ニ浴シタノデアリマス【下】政府ノ右ノ施行ニ対応致シヤシオ【一】当社ニ於キマシテモ【亦右ノ】政府当局ノ増産期運動ニ呼応シ【一】、当社ノ経営ニ属スル【一】内地所在全鉦山【主】十四三十五ヶ山【並ニ】【主】製鍊所トヲ【モ同時ニ】総動員致シマシテ【一】七、八月ノ兩月ヲ總力奉公強調期間トシオ【一】増産ト探鉦ノ併進ヲ強行【スル様命令】致シマシタ処【一】茲ニ数字的ニ發表ヲ致スコトガ出来マセンオ【ノハ】誠ニ遺憾トスル処デ御座イマスガ【一】予期以上ノ好成绩ヲ挙ゲマシテ業績ニ寄与シタ所ガ少クナイノデアリマス【一】乍然他面時局ニ伴フ資材、勞力ノ入手難、【運送難】其他稼行条件ノ悪化ニ依ル一般【生産】諸経費ノ著シキ増嵩ニ依リヤシオ【一】前期ニ比スレバ利益率ノ増進ニ【若干ノ】鈍化ヲ来シマシテ会社全体トシテハ未ダ十分ト謂フコトハ出来マセンガ【一】期毎ニ漸次業績ノ向上ヲ示シテ居リマスノハ御同慶ノ至リデアリマス。偕【テ】当期ニ於ケル諸計算書ノ内容ニ就キマシテ之ヲ数字的ニ申上ゲマス

一、固定資産勘定ニ於キマシテハ前期ニ比シ二百二十八万二千円ヲ増加致シマシタ【一】此ノ主ナルモノハ川崎、鰐淵、菊田、平金各鉦山【ニ於ケル浮遊】選鉦場【ノ新設】及【ビ】川崎、平金良鉦山用動力由家発電ノ為ノ発電所建設等ノ【等ノ】【其他諸鉦山中於ケル】起業工事【及改良工事】、其ノ他之主付随ナル各工

作物ノ新增設並【其ノ他各鉦山ニ於ケル】新規並ニ増設工事【増設、補強施設改善ニ要スル諸建設、殊ニ】大久喜、咸安、実川、名野川、菊田等ノ各鉦山ニ於ケル坑道開鑿、掘進ニ依ル増額【ヲ合セテ】二百七十三万四千円デ【アリマス。又、】用途【ノ】変更、耐用年数【ノ】到来又ハ破損、廃棄等ニ依ル機械器具、建物等ノ減少【ハ】四十五万二千円【デアリマシテ此ノ】差引増加【額】二百二十八万二千円トナツタノデアリマス。

二、投資勘定ニ於キマシテハ前期ニ比シ十一万円ヲ増加致シマシタ。此ノ内訳ハ有価証券デ一万九千円、同系会社勘定デ九万千円ヲ増加致シヤネ【デアリマス、】有価証券増加ノ主ナルモノハ愛媛木材株式会社ノ株式払込金デアリマス、之ハ御高承ノ如ク木材ノ配給ガ統制ニナリマシテ県中單位ノ木地区別ニ關係官庁【大口木材】消費者、供給者兼【大口森林所有者共】同出資ノ木材会社ガ設立セラル、コトトナリマシタノデ鉦山ト致シマシテモ坑木其ノ他ノ配給ヲ受クル關係上、且又同社ガ配給割當ヲ取扱フ地域ノ【ハ当社ノ】主力鉦山デアル大久喜鉦山ノ所在地デモアリマスノデ、其ノ株式ヲ引受クルコトトナツタノデアリマス。又同系会社勘定ノ増加【額九万一千円】ハ朝鮮鉦業、大峰鉦山、彌宜鉦業株式會社ニ対スル貸付金デアリマス。

三、流動資産ノ勘定ニ於キマシテハ前期ニ比シ二百六十七万六千円ヲ減少致シマシタ【一】此ノ内訳ハ売掛金ニ於テ二十五万七千円ヲ増加シ【一】未収入金九十二万千円、受取手形百九十万千円、預金現金ニ於テ十一万千円ヲ減少【シ、】差引百六十七万六千円ノ減少トナツタノデアリマシテ【一】売掛金ノ増加ハ生産品ノ増

加二伴ヒ売上高モ上ツタ為デアリマス【一】又未収入金、受取手形ノ減少ハ日昭電線伸銅株式会社ノ受取手形及売掛【未収入金】ノ回収ニ基クモノデアリマス。

四、負債勘定ニ於キマシテハ長期負債九十五万五千円、短期負債一万円ヲ夫々前期ニ比シ減少致シマシタ。長期負債ノ減少ノ主ナルモノハ【永ラク】東洋殖産株式会社ヨリノ借入【レテ居リマシタル比較の利率ノ高い借入】金七十七万三千円ノ【全額ヲ】返済其ノ他【シタルコトガ主因デアリマス、】短期負債ノ減少ハ買掛金、職員、従業員ノ預り金ニ於テ三十九万三千円増加シ【一】未払金、支払手形其ノ他ニ於テ【ノ整理ニ依ツテ】四十万三千円ヲ減少致シタノデアリマス【一】買掛金ニ於キマシテ【三十一万三千円ヲ】増加シ未払金ニ於キマシテ【二十六万七千円ヲ】減少致シマシタノハ従来未払金ノ処理シテ居リマシタモノノ内資材、原料其ノ他物品買入代金ヲ本期ヨリ買掛金ニ振替ヘルコトニ致シマシタ關係デアリマス。又支払手形ノ減少ハ【従来需要品ノ購入ヲ一切】現金払【ニ麥小スル方針ニ改メタ】為デアリマス。

五、損益計算ニ於キマシテハ総収入金二千二十七万五千円、総支出金千九百三万五千（含償却）即チ前期ニ比シ【テ】収入【ニ於テ】百七十七千円、支出【ニ於テ】百二十一万六千円ヲ増加【シタノ】デアリマス。

斯ノ如ク当期ハ収入、支出共前期ニ比シ著シク増加致シマシタノデアリマシテ、収入ノ増加ハ出鉱量並ニ買入鉱石ノ増大ニ伴フ生産高ノ増加ト、關係当局ノ支援【ノ下ニ】茲ニ緊密ナル連

絡ヲ採リマシテ【時節柄万難ヲ排シテ】製品【ノ】輸送ニ盡ル【努力】致シマシタ結果、【社内】滞荷【ヲ】減少ニ依ル【セシメタルニ基ク】売上ノ増加【ト】ニ基キ【因スル】モノデアリマス【一】【次ニ】支出ノ増加ハ之キ【右ノ売上ニ】対応スル諸経費【ノ増加】、並ニ時局ニ伴フ稼行条件ノ悪化ニ依ル諸経費【ノ】著【増】及【ビ】資【産】産償却額ノ増加ニ基クモノデアリマス。而シテ当期ニ於ケル償却金控除後ノ利益金八百二十四万円デアリマシテ、前期ニ比シ三万九千円ノ減少デアリマシテ毎【茲數】期ニ【巨ツテ常ニ引続キ】増加ヲ示セルニ対シ当期減少ノ【數字ヲ】御報告ヲ申上グルハ遺憾トスル次第デアリマス【一】乍然前ニ述ベマシタ如ク、当期ハ生産量ニ於キマシテハ【算】以上ノ【好】成績ヲ挙グルコトヲ得マシタノゾアリヤ木ガ【ニ拘ラズ、】生産【コスト】ノ著シキ昂上ト当局ノ固定資産償却規則ニ準拠【順応】致シマシテ固定資産ノ償却ヲ計上【厳守増加】スルコトニナリマシタ結果ニ基クモノデアリマシテ、【決シテ】業績ノ低下ニ因ルモノデハ無イノデアリマスカラ、此ノ点ハ特ニ御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス。尚今後予期セラレマス生産【コスト】ノ上昇ニ就キマシテハ、我々役員並ニ従業員一丸トナリマシテ、当社はタル冗費ノ節約ト作業方法ノ改善、改善【技術ノ刷新等】ニ依ル能率ノ向上ニ邁進シ、以テ之ガ抑止ヲ【實現】セント企図シテ居ル次第デアリマスカキ茲ニ御參考ヲ申上ゲヤネ【一】当期成績【ニ関スル御報告】ハ以上ノ如クデアリマスガ、配当ハ前期通り五分据置キト致シタイト存ジマシテ【トシ、】【爰ニ】御手許ニ差上ゲテアル

如キ利益【金】処分案ヲ提出致シマシタノデアリマス。何卒原案ニ御賛成ノ程ヲ御願ヒ致シマス。

次ニ此ノ機会ニ一寸予オ【当社ノ積極方針ノ現レニ就テ】御報告申上ゲキアリヤネ【マス、即チ】生産拡充又ハ改良工事ヲ付【フ】其ノ後ニ於タル進捗状況ヲ申上ゲマス、時節柄【著シタキ】進捗トハ云ヒ得マセンガ、概ネ順調ナ【ナル】進行ヲ【ヲ見】ツ、アリマシテ【一】菊田鉱山（朝鮮）選鉱場ハ未十月十未田【来期申々】今年内ニ【竣工シ申下試運転中デアリヤシテ成績良好アリヤネカオ】ノ予定デアリマスカラ、【来【次】期【三】ハ之ガ稼働ニ依リ【ツテ】同山ノ業績ニ寄与スルモノト期待シテ居リマス。又【既定ノ】鰐淵、川崎、平金ノ各鉱山付属ノ選鉱場【新設計画】ノ内鰐淵ハ本年末、川崎、平金兩選鉱場ハ来季【年】五【九】月末迄ニ完成ノ見込デアリマス【一】各製錬所ノ改善補強並ニ増設工事ハ資材ノ関係カラ予定通りニ進捗シテハ居リマセンガ、一部分ツ、完成シ、且ツリ様セラレツツアルノデ、此ノ建設工事ハ尚怠リナク続行シ、【一日モ早く】其ノ大成ヲ期シテ居ル次第デアリマス。】

尚最後ニ一言申上ゲタキハ御承知ノ如ク同業【大】鉱山会社ノ内ニハ南方地域ノ鉱山開発ニ進出ヲ【命ゼラレ【テ】々余社主オ居ルノデアリマスガ、当社モ先般【其ノ筋ヨリ御】命【令】ヲ受ケマシタリヤ【テ、】其ノ【調査員【並ニ起業準備ノ為メ担当者】ヲ現地ニ派シ【一】目下某地ノ【南方】鉱山【一】開発ノ準備中オ【二】御奉公致サントシツ、】アリマスガ、【其ノ】場所ヤ鉱山名【出張重役ノ氏名】等ヲ茲ニ御報告スルコトノ自由

ヲ持チマセンノオ【ハ】甚ダ遺憾デアリマスガ【一、只】当社ガ南方進出ニ對シ今【ヲ新ナル使命ノ一トスルニ至ツタコトヲ申上ゲテ今】後ノ活躍ニ付【就テ】特ニ御留意ヲ希フモノデアリマス。

斯ノ如ク当社ハ新ニ南方鉱山開発ノ使命ヲ【一部】担任スルコトナリマシタガ【一、以前ヨリ】屢次機会アル毎ニ申上ゲ【テアリ】マスガ如ク当社ハ国内ニ数百ノ休眠並ニ未開発ノ鉱区ヲ所有致シテ居リマシテ、【之等ニ對シテハ夫々調査ト開発準備トニ執掌シテ居リマス、】【大東亜】戦争ノ長期化ニ伴ヒマシテ此ノ国内ニ於ケル地下資源ノ開発増産、特ニ当社ガ主力ヲ注イデ居リマス【ル】銅鉱ノ増産ニ就キマシテハ絶対ニ必要ナルコト御要請セラレテ居ルノデアリヤネ、依テ我々ハ国策ニ順応シ、吾社ノ有スル数由【一、之等ノ】鉱区ヲ急速ニ開発シ【テ】社命【国家目的】ノ達成ニ精進スルト共ニ、以テ【当社ノ發展並ニ】業績ノ向上ヲ【必致シ且ツ之ヲ具現セント所期シテ居ル次第デアリマスカオ。】

何卒株主各位ニ於カレマシテモ此ノ上ナガラ一層ノ御協力ヲ賜【ハ】ル様御願ヒ致シマス。

この資料は、昭和鉱業の用紙で作成されており、ページ番号も付されていた。また、タイトルの下に「庶務／17.11.16／吉田」という判子が押されているから、株主総会の開催に先立って、「庶務」部門の「吉田」という名字の人物が一九四二年一月一六日に「社長報告要旨」の内容をチェックしたと推測できる。ただし、「吉田」が、〈点〉の挿入を含め、かなり多くの加筆・修正を施した当事者であるかは判然としない。

第十八回定時株主總會ニ於ケル社長報告要旨

(昭和一七・一一・二五)

本日ハ御多忙ノ処ヲ御繰合セ御出席下サイマシテ難有御座イマス。
 提議案ノ御説明ヲ兼ね、当期ニ於ケル会社ノ業況ニ就キマシテ概略
 ヲ御報告申上ゲマス。

第十八期ノ營業成績ハ予テ御手許ニ差上ゲテアリマス營業報告書、
 財産目録、貸借対照表、損益計算書ノ通りデ御座イマスガ、当期モ
 引續キ既定計画タル休眠鉱区ノ開發、稼行鉱山増産ノ完遂ニ邁進ス
 ル外、併セテ鉱源ノ探查、確保ニモ全力ヲ傾注致シマシテ将来ニ亘
 ル恒久的増産達成ノ基礎ヲ培養シ、以テ戦争ノ長期化ニ対処スルノ
 国策ニ寄与センコトヲ企図致シタノデアリマス。然ル処政府ニ於カ
 レマシテモ七月、八月ノ兩月ヲ戰時金屬非常増産強調期間ト定メラ
 レマシテ、金屬ノ増産運動ヲ展開セラレマシタガ、当社鉱山中大久
 喜、坪井、実川ノ三鉱山ハ此ノ場合ニ於ケル増産鉱山トシテ指定サ
 レマシタノミナラズ、所定ノ増産ヲ實現シタモノトシテ三鉱山共ニ
 夫々優良鉱山トシテ表彰ヲ受クルノ光榮ニ浴シタノデアリマス。当
 社ニ於キマシテモ亦右ノ政府当局ノ増産運動ニ呼応シ、当社ノ經營
 ニ屬スル内地所在全鉱山三十五ヶ山並ニ製鍊所ヲモ同時ニ總動員
 致シマシテ、七月、八月ノ兩月ヲ總力奉公強調期間トシ、増産ト探鉱
 ノ併進ヲ強行スル様命令致シマシタ処、茲ニ数字の二発表ヲ致スコ
 トガ出来マセンノハ誠ニ遺憾トスル処デ御座イマスガ、予期以上ノ
 好成績ヲ挙げマシテ業績ニ寄与シタ所ガ少クナイノデアリマス。乍
 然他面時局ニ伴フ資材、勞力ノ入手難、運送難、其ノ他稼行条件ノ

悪化ニ依ル一般生産諸經費ノ著シキ增高ニ依リ、前期ニ比スレバ利
 益率ノ増進ニ若干ノ鈍化ヲ来シマシテ会社全体トシテハ未ダ十分ト
 謂フコトハ出来マセンガ、期毎ニ漸次業績ノ向上ヲ示シテ居リマス
 ノハ御同慶ノ至リデアリマス。偕テ当期ニ於ケル諸計算書ノ内容ニ
 就キマシテ之ヲ数字の二申上ゲマス

一、固定資産勘定ニ於キマシテハ前期ニ比シ二百二十八万二千円ヲ
 増加致シマシタ。此ノ主ナルモノハ川崎、鰐淵、菊田、平金各
 鉱山ニ於ケル浮遊選鉱場ノ新設及ビ川崎、平金良鉱山用動力ノ
 為ノ発電所建設等ノ起業工事及改良工事、其ノ他各鉱山ニ於ケ
 ル新規並ニ増設工事、補強改善ニ要スル諸建設、殊ニ大久喜、
 咸安、実川、名野川、菊田等ノ各鉱山ニ於ケル坑道開鑿、掘進
 ニ依ル増加額ヲ合セテ二百七十三万四千円デアリマス。又、用
 途ノ変更、耐用年数ノ到来又ハ破損、廃棄等ニ依ル機械器具、
 建物等ノ減少ハ四十五万二千円デアリマシテ此ノ差引増加額ニ
 百二十八万二千円トナツタノデアリマス。

二、投資勘定ニ於キマシテハ前期ニ比シ十一万円ヲ増加致シマシタ。
 此ノ内訳ハ有価証券デ一万九千円、同系会社勘定デ九万九千円デ
 アリマス。之ハ御高承ノ如ク木材ノ配給ガ統制ニナリマシテ地
 区別ニ大口木材消費者、大口森林所有者其共同出資ノ木材会社ガ
 設立セラル、コトトナリマシタノデ鉱山ト致シマシテモ坑木其
 ノ他ノ配給ヲ受クル關係上、且又同社ガ配給割當ヲ取扱フ地域
 ハ当社ノ主力鉱山デアル大久喜鉱山ノ所在地デモアリマスノデ、
 其ノ株式ヲ引受クルコトトナツタノデアリマス。又同系会社勘
 定ノ増加額九万九千円ハ朝鮮鉱業、大峰鉱山、彌宜鉱業株式会社

ニ対スル貸付金デアリマス。

三、流動資産勘定ニ於キマシテハ前期ニ比シ二百六十七万六千円ヲ減少致シマシタ。此ノ内訳ハ売掛金ニ於テ二十五万七千円ヲ増加シ、未収入金九十二万千円、受取手形百九十万千円、預金現金ニ於テ十一万千円ヲ減少シ、差引百六十七万六千円ノ減少トナツタノデアリマシテ、売掛金ノ増加ハ生産品ノ増加ニ伴ヒ売上高モ上ツタ為デアリマス。又未収入金、受取手形ノ減少ハ日照電線伸銅株式会社ノ受取手形及未収入金ノ回収ニ基クモノデアリマス。

四、負債勘定ニ於キマシテハ長期負債九十五万五千円、短期負債一万円ヲ夫々前期ニ比シ減少致シマシタ。長期負債ノ減少ノ主ナルモノハ永らく東洋拓殖株式会社ヨリ借入レテ居リマシタル比較的利率ノ高い借入金七十七万三千円ノ全額ヲ返済シタルコトガ主因デアリマス。短期負債ノ減少ハ買掛金、職員、従業員ノ預リ金ニ於テ三十九万三千円増加シ、未払金、支払手形其ノ他ノ整理ニ依リテ四十万三千円ヲ減少致シタノデアリマス。買掛金ニ於テ三十一万三千円ヲ増加シ未払金ニ於テ二十六万七千円ヲ減少致シマシタノハ従来未払金デ処理シテ居リマシタモノ、内資材、原料其ノ他物品買入代金ヲ本期ヨリ買掛金ニ振替ヘルコトニ致シマシタ関係デアリマス。又支払手形ノ減少ハ需用品ノ購入ヲ一切現金払ニスル方針ニ改メタ為デアリマス。

五、損益計算ニ於キマシテハ総収入金二千二十七万五千円、総支出金千九百三万五千(含償却)即チ前期ニ比シテ収入ニ於テ百七万七千円、支出ニ於テ百二十一万六千円ヲ増加シタノデアリマス。

斯ノ如ク当期ハ収入、支出共前期ニ比シ著シク増加致シマシタノデアリマシテ、収入ノ増加ハ出鉱量並ニ買入鉱石ノ増大ニ伴フ生産高ノ増加ト、関係当局ノ支援ノ下ニ時節柄万難ヲ排シテ製品ノ輸送ニ努力致シマシタ結果、社内滞荷ヲ減少セシメタルニ基ク売上ノ増加トニ基因スルモノデアリマス。次ニ支出ノ増加ハ右ノ売上ニ対応スル諸経費ノ増加、並ニ時局ニ伴フ稼行条件ノ悪化ニ依ル諸経費ノ著増及ビ資産償却額ノ増加ニ基クモノデアリマス。而シテ当期ニ於ケル償却金控除後ノ利益金八百二十四万円デアリマシテ、前期ニ比シ三万九千円ノ減少デアリマス。茲數期ニ亘ッテ引続キ増加ヲ示セルニ対シ、当期減少ノ數字ヲ御報告ヲ申上グルハ遺憾トスル次第デアリマス。乍然前ニ述ベマシタ如ク、当期ハ生産量ニ於キマシテハ予算以上ノ好成绩ヲ挙グルコトヲ得マシタニ拘ラズ、生産「コスト」ノ著シキ昂上ト当局ノ固定資産償却規則ニ順應致シマシテ固定資産ノ償却ヲ増加スルコトニナリマシタ結果ニ基クモノデアリマシテ、決シテ業績ノ低下ニ因ルモノデハ無イノデアリマスカラ、此ノ点ハ特ニ御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス。尚今後予期セラレマス生産「コスト」ノ上昇ニ就キマシテハ我々役員並ニ従業員一丸トナリマシテ、当社はタル冗費ノ節約ト作業方法ノ改善、技術ノ刷新等ニ依ル能率ノ向上ニ邁進シ、以テ之ガ抑止ヲ實現セント企図シテ居ル次第デアリマス。当期成績ニ関スル御報告ハ以上ノ如クデアリマスガ、配当ハ前期通り五分据置キトシ、爰ニ御手許ニ差上ゲテアル如キ利益金処分案ヲ提出致シマシタノデアリマス。何卒原案ニ御賛成ノ程ヲ御願ヒ致シマス。

次ニ此ノ機会ニ一寸当社ノ積極方針ノ現レニ就テ御報告申上ゲマス。即チ生産拡充又ハ改良工事ノ進捗状況ヲ申上ゲマスト、時節柄著シキ進捗トハ云ヒ得マセンガ、概ネ順調ナル進行ヲ見ツ、アリマシテ、菊田鉱山（朝鮮）選鉱場ハ今年内ニ竣工ノ予定デアリマスカラ、次期ニハ之ガ稼働ニ依ッテ同山ノ業績ニ寄与スルモノト期待シテ居リマス。又既定ノ鰐淵、川崎、平金ノ各鉱山付属ノ選鉱場新設計画ノ内鰐淵ハ本年末、川崎、平金両選鉱場ハ来年九月末迄ニ完成ノ見込デアリマス。各製錬所ノ改善補強並ニ増設工事ハ資材ノ関係カラ予定通りニ進捗シテハ居リマセンガ、一部分ツ、完成シ、且ツリ様セラレツツアルノデ、此ノ建設工事ハ尚怠リナク続行シ、一日モ早ク其ノ大成ヲ期シテ居ル次第デアリマス。

尚最後ニ一言申上ゲタキハ御承知ノ如ク同業大鉱山会社ノ内ニハ南方地域ノ鉱山開発ニ進出ヲ命ゼラレテ居ルノデアリマスガ、当社モ先般其ノ筋ヨリ御命令ヲ受ケマシテ、其ノ調査並ニ企業準備ノ為メ担当者ヲ現地ニ派シ、目下某南方鉱山ノ開発ニ御奉公致サントシツ、アリマスガ、其ノ場所ヤ鉱山名、出張重役ノ氏名等ヲ茲ニ御報告スルコトノ自由ヲ持チマセンノハ甚ダ遺憾デアリマス。只当社ガ南方進出ヲ新ナル使命ノ一トスルニ至ツタコトヲ申上ゲテ今後ノ活躍ニ就テ特ニ御留意ヲ希フモノデアリマス。

斯ノ如ク当社ハ新ニ南方鉱山開発ノ使命ヲ一部担任スルコトナリマシタガ、以前ヨリ屢次機会アル毎ニ申上ゲデアリマスガ如ク、当社ハ国内ニ数百ノ休眠並ニ未開発ノ鉱区ヲ所有致シテ居リマシテ、

之等ニ対シテハ夫々調査ト開発準備トニ熟掌シテ居リマス。大東亜戦争ノ長期化ニ伴ヒマシテ此ノ国内ニ於ケル地下資源ノ開発増産、特ニ当社ガ主力ヲ注イデ居リマスル銅ノ増産ニ就キマシテハ我々ハ国策ニ順応シ、吾社ノ有スル之等ノ鉱区ヲ急速ニ開発シテ国家目的ノ達成ニ精進スルト共ニ、当社ノ発展並ニ業績ノ向上ヲ具現セント所期シテ居ル次第デアリマス。何卒株主各位ニ於カレマシテモ此ノ上ナガラ一層ノ御協力ヲ賜ハル様御願ヒ致シマス。

この「社長報告要旨」でもっとも気になるのは、資料6の加筆・修正が実際に反映されたかという点であろう。結論を述べれば、資料7は資料6の加筆・修正をほぼすべて正確に反映している。それは、網掛けされた箇所であり、資料6で挿入された一四個の読点（句点）に変更された以外には、「七、八月ノ両月ヲ」で取消線を引かれた箇所が「七、八月ノ両月ヲ」と若干修正されたり、「其ノ他ニ於テ」が「其ノ他ノ整理ニ依リテ」とごくわずかに変更されただけである。手書きの原稿は、（おそらく）庶務部門の〈添削〉を経て正式な「社長報告要旨」として株主総会の資料に添付されたと考えられる。

最後に、第一八回定時株主総会の決議を株主に伝える資料を掲げておく。

資料8

定時株主総会決議事項御通知

拝啓 陳者本日開催ノ第拾八回定時株主総会ニ於テ左記ノ通り決議

相成候間御了承被下度此段御通知申上候

敬具

昭和十七年拾壹月貳拾五日

東京市京橋区築地五丁目貳番地参

昭和鉱業株式会社

取締役社長 菅 礼之助

株主各位

記

一、会議ノ目的タル事項

第壹号議案

第拾八回（自昭和拾七年四月壹日至全九月参拾日）営業

報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書ノ承認及利

益金処分ノ件

原案承認可決

第貳号議案

定款一部変更ノ件

定款第五条中当会社ノ公告ハ東京市ニ於テ発行スル「中

外商業新報」ニトアルヲ「日本産業経済」ニト変更スル

コト

原案可決

以上

この通知をもつて、昭和鉱業は第一八回定時株主総会の事務手続きを完了させたのである。

(2) 臨時株主総会

ここでは、一九四三年三月一日開催の臨時株主総会を対象にして、関連資料を紹介する。前項の第一八回定時株主総会と異なり、用紙と筆記用具が違う手書きの「議事次第書」が二つあり、また、手書きの「株主総会議事録」は見当たらない。とはいえ、この総会は、昭和鉱業が鉱山経営に専念する方針に転換したことを受けて、「製煉所」や各種工場を順次売却する件を議案にしており、その意味で重要と考えられる。

資料は「開催通知」、手書きの「議事次第書」、活字の「議事次第書」、「議事録」、「決議事項御通知」の順に提示する。なお、「出席氏名及株主」は第4表にその内容を示しておいたのでそちらを参照してほしい。

資料9

「臨時株主総会開催通知」

拝啓愈御清祥奉賀候 陳者来ル三月十一日（木曜日）午前十時三十分ヨリ東京市京橋区築地五丁目二番地三本社ニ於テ臨時株主総会相開キ左記次項ニ付御決議相願度候間御繰合御出席被下度此段及御通知候

敬具

追テ当日万一御差支有之御出席難相成節ハ乍御手数別紙委任状へ御記名、御調印ノ上御回付被下度御依頼申上候

昭和十八年二月二十一日 東京市京橋区築地五丁目二番地三 昭和鉱業株式会社

第4表 臨時株主総会（1943年3月11日開催）における出席株主の氏名と持株数

氏名	株数	氏名	株数
菅 礼之助	1,000	内田 豊治	1,000
久留島 秀三郎	100	久末 国治	1,100
浜田 正	100	島野 彦曹	2,230
古市 六三	300	山本 和一郎	50
豊田 秀兼	100	松本 正雄	10
佐藤 祐一	20	成富 信夫	100
玉井 徳和	200	原木 郁郎	10
鈴木 忠治	100	真島 徳次郎	100
菅野 栄三郎	100	秋山 襄	10
小野 潔	600	山辺 兼次郎	10
吉見 泰二	200	犬伏 節輔	30
西川 健三郎	650	根橋 欽一	200
田丸 久竹	850	真野 輝雄	100
奈良 正造	750	二方 芳松	10
松尾 乍郎	800	中沢 豊	20
門脇 隆二郎	700	小林 栄司	250
吉田 忠三郎	1,150	山神 敏次郎	50
武田 轟	1,200	2,100名*委任状	1,006,320
田中 志郎	1,050	2,143名*合計	1,021,250

資料)「臨時株主総会出席氏名及株数」1943年3月11日より作成。
注) 中沢豊、小林栄司および山神敏次郎は「時限外出席」となっている。

記

取締役社長 菅 礼之助

一、営業ノ一部（製鍊ニ属スル部分）讓渡ニ関スル件

左記製鍊所及電鍊所並ニ之ガ営業ヲ讓渡スルモノトス

岡山県玉野市日比四百四拾八番地 日々製鍊所

広島県賀茂郡竹原町壱千四百四拾貳番地ノ壱 竹原電鍊所

以上

繰り返しになるけれど、この資料からは、株主総会の開催日の二週間

前の日付で株主に通知されたことを確認できる。

前述したとおり、ここで取り上げた臨時株主総会に関しては、手書きの「議事次第書」が二種類作成されている。そこでまずは、先に綴じられたと推測できる資料から紹介しよう。

資料10

臨時株主総会次第書（一八・三・一一）

昭和鋳業株式会社（以上は表紙Ⅱ引用者）

臨時株主総会次第書

昭和十八年三月十一日（木曜日）午前十時三十分

於 本社講堂

開会（総会成立ノ報告）

議長（社長） 本日ハ皆様ニ於カレマシテハ、御多忙ノ処御出席

下シマシテ有難ウ御座イマス。是ヨリ臨時株主総会

ヲ開催致シマス。二月二十一日現在ノ株主総数四千

七十九名、其ノ株式総数八百二十万株デアリマス。

其ノ内御出席ノ株主数ハ委任状共 名其ノ

所有株数ハ 株デ御座イマス。而シテ本日

ノ総会ノ議案ハ株主総員ノ半数以上並ニ資本ノ半額

以上ニ当ル株主ノ御出席ヲ要スルコトニナツテ居リ

マスガ、只今御報告申上ゲマシタ通り、出席株主数

及其ノ所有株式数共ニ右議案ノ御決議ニ必要ナル商

法所定ノ定数ヲ具備シテ居リマスコトヲ併セテ御報

告申上ゲマス。夫レデハ是ヨリ議事ニ入りマス。

議案ノ審議

議長 營業ノ一部（製鍊ニ属スル部分）讓渡ノ件

ヲ附議致シマス。之ハ岡山県玉野市日比四百四十八番地日比製鍊所、広島県賀茂郡竹原町千四百四十二番地ノ一竹原電鍊所ト、之ニ属スル營業ヲ讓渡セムトスルモノデアリマシテ、本議案提案ノ理由ヲ御説明致シマス。

御承知ノ如ク、大東亜戦争【ハ決戰】連続ノ長期消耗戰ノ段階ニ入りマシテ、特ニ本年ハ決戰ノ年デアルト称セラレテ居リマス。従ツテ戦力増強ノ為、銃後産業界ニ於キマシテモ、本年ハイヨイヨ超非常時ニ入ツタノデアリマシテ、有ラユル面ニ一段モ二段モノ統制強化ヲ受ケ、当局ノ超重点政策ノ採用ニ寄与シ、協力スルノ覚悟ヲ要スルハ、今更贅言ヲ要シナイノデアリマス。茲ニ経緯ニ付詳細ヲ發表スルノ自由ヲ持チマセンガ、先般軍当局並ニ商工省ヲ介シ、戦時資材トシテ目前ノ必要ニ迫ラレテ居リマスル或ル高級鉛ノ増産ヲ期スル見地カラ、予テ三井系ノ某社ノ永年研究セル經驗並ニ技術ヲ以テ、竹原電鍊所ヲ某社ニ運営セシメテハ如何トノ慫慂ヲ受ケタノデアリマス。乍然当社ハ鉾石ヨリ生産品ヘノ一貫作業ノ理念ヲ以テ、凡ユル苦難ヲ排除シ、拮据經營今日ニ及ビマシタル製鍊部門ヲ手放

スニ於テハ十分慎重ナル検討ヲ重ネタノデアリマスガ、当社ニ於キマシテハ乍遺憾第一ニ国家ノ急需ニ応ズル高級鉛製造技術ト【ノ】經驗ヲ有セズ、且ツ又支那事变以來原料、労力、資材等ノ入手難ニテ其ノ生産能力ノ半ヲ漸ク稼働シ得ルノ実状ニテ、之ガ為同所ノ設備ハ現ニ半バ遊休化シテ居ルノデアリマス。又他面竹原電鍊所ヲ分離スルトセバ、之ト不可分ノ關係ニアリマスル日比製鍊所ヲ併有スルノ意義ヲ失シ由比製鍊所連當ニ就キマシオモ竹原電鍊所ノ分離ト相關連シテ検討ヲ要スルニ至ツタノデアリマス。由來日比製鍊所ハ之ガ能率發揮ニ付キマシテハ、予テ御報告申上ゲマシタ如ク、技術上改善、拡充ヲ要スベキ箇所ガ多クアリマシタノデアリマス。之ガ為特ニ専任技術者ヲ殆ンド當時現地ニ派シ、改造工事ノ指揮監督ニ當ラシムルト共ニ本社ニ於キマシテモ作業及ビ事務上ニ其ノ能率化ヲ創意工夫スル為ニ専門委員会ヲ設ケ、討議研究ヲ重ネマシタ結果、近來技術上將又作業上ニ進歩改善ノ効果見ルベキモノガアリマシタノデアリマスガ、只如何セン竹原電鍊所同様原鉾石、労力、資材ノ入手難、輸送ノ不円滑等ノ為作業量ハ其ノ設備ノ半分程度ニ止マリマシテ、是亦半遊休設備ト言ハザルヲ得ザル実状ニアルノデアリマス。即チ茲ニ両製鍊所ヲ同時ニ讓渡セムトスルモノデアリマシテ、之ニ由テ從來半遊休状態ニアリマシタル両製鍊所【ガ時局ノ要請ニ從ツテ】小新

ナル進路に向ヒ新ナル技術的使命ヲ以テ連當セラルル
カトトナリ、即チ或軍需品工場トシテ国家ノ急需【並
ニ新使命ニ直チニ】ニ応ズルコトヲ得ルニ至ルノ小【モ
ノトスレバ】一ニ大東亞戦争完遂ノ為ニ【両工場ヲ某
社ニ委譲スル事ハ】当社ガ【トシテ】当然取ラネバナ
ラス方針デアルトイフ大乗の見地ヨリ、従来ノ伝統ニ
泥マズ、行ガカリヲ捨テマシテ欣然軍、政府ノ要望ニ
即応シタノデアリマス。何卒吾々ノ存意ヲ御諒察下サ
イマシテ、本案ヲ御可決アランコトヲ切望致ス次第デ
アリマス。尚譲渡ニ関スル詳細ノ御説明ハ将来ノ折衝
上、又軍関係及当局ノ御認可等ヲ必要トスル個所ガア
リマスノデ、予メ此処デ詳細ニ亘ル御説明ハ失礼サセ
テ戴キタイト存ジマスガ、何卒理事者ヲ御信用下サイ
マシテ譲渡ニ関スル一切ノ条件ヲ御一任シテ戴キタイ
ト存ジマス。

最後ニ特ニ一言申上ゲタキハ、株主各位ニ於カレマシ
テ日比製鍊所、竹原電鍊所譲渡後、該譲渡代金ハ帝国
鉱発ヨリノ借入金ノ返済ニ充テ、結局当社事業ハ縮小
ノ消極的、退嬰的ノ経営トナルノデハナイカトノ御疑
念ヲ持タル向モアラレルノデハナイカト思惟セラレ
マスガ、此ノ点ニ関シマシテハ、此ノ席ニ於キマシテ
明言致シマス。即チ譲渡代金ハ資金活用ノ見地カラ一
時仮リオ【ニ】帝国鉱発ヨリノ借入金ノ返済ニ充テマ
スルガ、将来当社ニ於テ事業経営上又積極的ニ新ナル

事業経営ノ為資金ヲ必要トスル時ニ於テハ必要ノ起リ
タル即時【場合】必要ノ金額ハ直チニ帝国鉱発ヨリ融
資ヲ受クルコトニ同社ト予メ諒解ヲ遂ゲテアルコトヲ
為念申上ゲマス。即当社ノ積極経営方針ニハ何等ノ変
化ハナク、且【内地朝鮮ハ勿論、東亞共榮圈ニ於ケル】
新方面、新事業ニ向ツテ此ノ新資金ヲ活用スル積リデ
アリマス。

（株主）

議長

有難フ存ジマス。原案通り御決議願フタコトト認メマ
ス。

閉会

議長

本日ノ総会ノ議案ハ以上一件ノミデアリマスカラ之ヲ
以テ閉会致シマス。御多用中御苦勞様デ御座イマシタ。
厚ク御礼申上ゲマス。

この資料は、和紙風の用紙に筆で書かれており、朱色で加筆・修正が
施されている。また、表紙が付けられた点とそこに「庶務／18312／吉
田」という判子が押された点、内容的には、出席株主数とその所有株数
が空白になっており、株主の発言も記録されていない点も特徴といえる。

他方、次に掲げる資料11の「議事次第書」には表紙がなく、昭和鉱業
の用紙にペンで書かれており、鉛筆による書き込みがごくわずかに確認
できるだけである。また、網掛けで示すように、資料10の加筆・修正を
反映しただけでなく、他の文章にも手が加えられた点も注目されよう。⁹⁾

臨時株主總會次第書

昭和十八年三月十一日（木曜日）午前十時三十分

於 本社講堂

開会

議長（社長）

今日ハ皆様ニ於カレマシテハ、御多忙ノ処御出席下シマシテ有難ウ御座イマス。是ヨリ臨時株主總會ヲ開催致シマス。

二月二十一日現在ノ株主總數四千七十九名、其ノ株式總數ハ百二十万株デアリマス。其ノ内御出席ノ株主數ハ委任狀共貳千壹百六拾貳名、其ノ所有株數ハ百壹萬六千七百九拾株デ、本日ノ總會ノ議案ハ、株主總員ノ半數以上並ニ資本ノ半額以上ニ當ル株主ノ御出席ヲ要スルコトニナツテ居リマスガ、只今御報告申上ゲマシタ通り、出席株主數及其ノ所有株式數共ニ、右議案ノ御決議ニ必要ナル商法所定ノ定數ヲ具備シテ居リマスコトヲ併セテ御報告申上ゲマス。夫レデハ是ヨリ議事ニ入リマス。

議案

營業ノ一部（製鍊ニ屬スル部分）讓渡ノ件

ヲ附議致シマス。之ハ岡山県玉野市日比四百四十八番地日比製鍊所、広島県賀茂郡竹原町千四百四十二番地ノ一竹原電鍊所ト之ニ屬スル營業ヲ讓渡セムトスルモノデアリマシテ、本議案提案ノ理由

ヲ御説明致シマス。御承知ノ如ク、大東亜戰爭ハ決戰連続ノ長期消耗戰ノ段階ニ入リマシテ、特ニ本年ハ決戰ノ年デアルト称セラレテ居リマス。從ツテ戰力増強ノ為、銃後産業界ニ於キマシテモ、本年ハイヨイヨ超非常時ニ入ッタノデアリマシテ、アラウル面ニ一段モ二段モノ統制強化ヲ受ケ、當局ノ超重点政策ノ採用ニ寄与シ、協力スルノ覺悟ヲ要スルハ、今更贅言ヲ要シナイノデアリマス。茲ニ経緯ニ付詳細ヲ發表スルノ自由ヲ持チマセンガ、先般軍当局並ニ商工省ヲ介シ、戰時資材トシテ目前ノ必要ニ迫ラレテ居リマスル或ル高級鉛ノ増産ヲ期スル見地カラ、予テ三井系ノ某社ノ永年研究セル經驗並ニ技術ヲ以テ、竹原電鍊所ヲ某社ニ運営セシメテハ如何トノ德惠ヲ受ケタノデアリマス。乍然当社ハ鉱石ヨリ生産品ヘノ一貫作業ノ理念ヲ以テ、アラウル苦難ヲ排除シ、経営今日ニ及ビマシタル製鍊部門ヲ手放スコトハマコトニ残念ナ次第デアリマシテ、コレニツキ充分慎重ナル検討ヲ重ネタノデアリマスガ、当社ニ於キマシテハ乍遺憾第一ニ国家ノ急需ニ応ズル高級鉛製造ノ經驗ヲ有セズ、且ツ又支那事變以來原料、勞力、資材等ノ入手難ニテ其ノ生産能力ノ半バヲ働カセテ居ルノミノ実狀ニテ、之ガ為同所ノ設備ハ現ニ半バ遊休化シテ居ルノデアリマス。又他面竹原電

鍊所ヲ分離スルトスレバ、之ト不可分ノ關係ニア
リマス日比製鍊所ヲ併有スルノ意義ヲ失フコトニ
ナルマスノデ、竹原電鍊所ノ分離ト相關連シテ檢
討ヲ要スルニ至ッタノデアリマス。由来日比製鍊
所ハ之ガ能率發揮ニツキマシテハ、予テ御報告申
上ゲマシタ如ク、技術上改善、拡充ヲ要スベキ個
所ガ多々アリマシタノデ、慎重討議研究ヲ重ネマ
シタ結果、近來技術上作業上ニ進歩改善ノ効果見
ルベキモノガアリマシタガ、只如何セン竹原電鍊
所同様原鉱石、労力、資材ノ入手難、輸送ノ不円
滑等ノ為、作業量ハソノ設備ノ半分程度ニ止マリ
マシテ、是亦半遊休設備ト云ハザルヲ得又実状ニ
アルノデアリマス。即チ茲ニ兩製鍊所ヲ同時ニ讓
渡セムトスルモノデアリマシテ、之ニ由ツテ從來
半遊休状態ニアリマシタル兩製鍊所ガ時局ノ要請
ニ從ツテ國家ノ新使命ニ応ズルコトヲ得ルニ至ル
モノトスレバ、一ニ大東亞戰爭完遂ノ為ニ兩工場
ヲ某社ニ委譲スルコトハ、当社トシテ当然取ラネ
バナラス方針デアルトイフ大乗の見地ヨリ、從來
ノ伝統ニ泥マズ、行ガカリヲ捨テテ軍、政府ノ要
望ニ即応シタノデアリマス。何卒吾々ノ存意ヲ御
諒察下サイマシテ、本案ヲ御可決アランコトヲ切
望致ス次第デアリマス。尚讓渡ニ関スル詳細ノ御
説明ハ將來ノ折衝上、又軍關係及当局ノ御認可等

ヲ必要トスル個所ガアリマスノデ、予メ此処デ詳
細ニ亘ル御説明ハ省略サセテ戴キタイト存ジマス。
最後ニ特ニ一言申上ゲタイコトハ、株主各位ニ於
カレマシテ、日比製鍊所、竹原電鍊所讓渡後、売
渡代金ハ帝國鉱發ヨリノ借入金ノ返済ニ充テ、結
局当社事業ハ縮小ノ消極的、退嬰的ノ経営トナル
ノデハナイカトノ御疑念ヲ持タレル向モアラレル
マシテハ、此ノ席ニ於キマシテ明言致シマス。即
チ讓渡代金ハ資金活用ノ見地カラ一時仮リニ帝國
鉱發ヨリノ借入金ノ弁済ニ充テマスルガ、將來當
社ニ於テ事業經營上又積極的ニ新ナル事業經營ノ
為、資金ヲ必要トスル時ニ於テハ、必要ノ金額ハ
直チニ帝國鉱發ヨリ融資ヲ受クルコトニ同社ト予
メ諒解ヲ遂ゲテアルコトヲ為ノ念申上ゲマス。即
当社ノ積極經營方針ニハ何等ノ變化ハナク、且ツ
内地朝鮮ハ勿論、東亞共榮圈ニ於ケル新方面、新
事業ニ向ツテ此ノ新資金ヲ活用スル積リデアリマ
ス。

宜シク御審議願ヒマス。

▽一二（株主／二方）新聞等デラ見マス、コチラト三井トノ間ニ
何カ言分ガアルトノコトデ心配デアリマシタ
ガ、只今議長ヨリ御説明ヲ承リマシテ安心致
シマシタ、今後ノ経営方針モマコトニ結構ノ

▽一 (株主／田島)

事ト存ジマス、只我々株主トシテハ売渡金額ヲ御洩ラシ願ヒタイト思イマシタガ、イロイロノ関係デ出来ナイコトハコレ亦無理カラヌコトト存ジマス、コノ上ハ出来ルダケ高い値段デ売ツテイタダキ度ト存ジマス。

両製鍊所ノ譲渡ハ財産ノ一部ヲ譲渡スルコトデ、会社ノ合併ニ準ズルト思フガ株主各自ニ売【買】約ノ契約書ヲ添付スル必要ガアルノデハナイカト云フコトニツキ、疑義ヲ持ツテ秋山先生ニ承リマシタガ、秋山先生ハ法律上果【疑】議ハナイト云フコトデスカラ、契約書作成ノ権ニ就テハ取締役ニ一任致シタイト思ヒマス。

▽議長 (筆記省略)

▽【株主】

今【一】株主ノ方デ【カラ】本日ノ総会ニツキ、通知方法ニチテ疑義ヲ持タレタ方ガアツタガ、只今ノ御説明デ氷解サレタイト思ヒマス中等学校ノ考查ガ試験官ガ口頭試験ニ「ヲ前ノヲ父サンハ何処ノ会社ニ勤メテキルカ」「軍需工場デス」「何ヲ製造シテイルカ」「ソレハ云ヘマセン、軍事上ノ秘密デスカラ」ト云ツタトイフストデスガ、カウ云フ風ニイロイロ質問ガ出ルト、議長ノ方デモチ云ツテハナラナイ範圍ニ近イ処マデ説明シナケレバナラヌ

▽株主一同

▽議長

▽議長【株主】

様ニナリ、結局イロイロ綜合シテミルト大体ノ事ガワカルト云フ様ニナリマスカラ、モウコノ辺デ質問ハ打切り、会社ノ社長始メ重役ヲ信用シテ、売渡ノ時期ソノ他一切ヲマカセスルト云フコトニシテハ如何デセウ賛成

ソレデハ本日ノ議案ハ御賛成願ヒマシタノデ此レデ総会ヲ終リタイト存ジマス

議長一寸待ツテ下サイ、監査役ノ審議ノ上承認願ヒタイト思ヒマスガ。

▽議長

▽監査役

▽株主

▽議長

ソノ必要ハナイト思ヒマス

ソノ必要ガナイト云ヘバ角ガ立チマスカラ、コレハ反対ガナイノハ賛成デアルト云フコトニシテハ如何デス

デハ本日ノ総会ハコレヲ以テ終リマス、御遠路ノ所ドウモ御苦勞デ御座イマシタ

総会終了午前十一時

この資料のもっとも重要な部分は、資料10にはなかった株主の発言が掲載されたことである。量的には必ずしも多くないけれど、同時代の株主の利害を知るうえでは貴重な手がかりになりえるからである。

では、こうした株主の発言を「議事録」はどのように取り扱ったのだろうか。

昭和拾八年参月拾壹日開催

臨時株主總會議事録（以上は表紙Ⅱ引用者）

臨時株主總會議事録

昭和拾八年参月拾壹日午前拾時参拾分ヨリ、東京市京橋区築地五丁目式番地参本社ニ於テ臨時株主總會ヲ開催ス

取締役社長菅礼之助議長席ニ就キ開会ヲ宣ス

議長

昭和拾八年式月式拾壹日現在ノ株主總數四千七拾九名、其ノ株式總數八百式拾万株ノ処、本日出席ノ株主式千百四拾参名（委任状加算）其ノ所有株數百貳万貳千五百五拾株ニシテ、本總會ノ決議ニ必要ナル商法所定ノ定数ヲ具備シタルニ付、本日ノ總會ハ適法ニ成立ノ旨報告シタル後議事ニ入ル

議長 議案

營業ノ一部（製鍊ニ属スル部分）譲渡ノ件

ニ付提案ノ理由トシテ、岡山県玉野市日比四百四拾八番地日比製鍊所、広島県賀茂郡竹原町千四百四拾貳番地ノ壹竹原電鍊所ト、之ニ属スル營業ヲ戰時資材トシテ、目前ノ必要ニ迫ラレ居ル或金屬ノ増産ヲ計ル為、軍及商工省当局ノ從憑ト斡旋ニ依リ、該金屬ノ生産ニ永年研究セル經驗ト技術ヲ有スル三井系ノ某社ニ譲渡セムトスルモノニシテ、一二時局ノ要望ニ即応セムトスルモノナル旨説明シ審議ヲ乞フ旨述べ、且ツ譲渡金ハ一時帝國鈔業

株主

開發株式會社ヨリノ借入金ノ返済ニ充当スルモ、將來積極的ニ新ナル事業經營ノ為資金ヲ必要トスル場合ハ、適時必要ノ金額ヲ借受クルコトノ了解ヲ遂ゲアル旨付言シ、積極的經營方針ニハ變化ナキコトヲ言明ス

新聞紙上ニ伝ヘラレシ処ニ依レバ、譲渡価格ハ相當額ニ上リ居ル如ク見受ケラル、モ、幾何ニ売却セラレシヤ何度モ、未ダ折衝中ニ属セラル、点モアリ、依テ差控ユルコトト致度モ出來得ル限り有利ニ売却セラル、様希望致度

株主

本日ノ議案審議ニ就テハ、會社合併等ノ場合ニ於ケルト同様ノ方法、即チ營業ノ一部譲渡ニ對スル条件ヲ明記セル売買契約書等ノ添付ヲ要スルニ非ル哉ノ疑義ヲ有スルモ他株主各位ノ所見如何

株主

本日ノ議案審議ニ就テハ、會社合併等ノ場合ニ於ケルト同様ノ方法、即チ營業ノ一部譲渡ニ對スル条件ヲ明記セル売買契約書等ノ添付ヲ要セス、商法ハ單ニ決議ニ付総株主ノ半数以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主ノ出席ヲ要スル旨規定セラレアリ、然ルニ本日ノ總會ハ、曩ニ議長ノ報告セシ如ク此ノ定数ヲ具備シ居リ、適法ナル旨説明シ、且ツ譲渡ニ関スル一切ノ条件ヲ取締役會ニ一任ノコト賛成致度ト動議ス

株主

異議ナシ賛成々

議長 議案 営業ノ一部譲渡ノ件

ハ満場意義ナク可決セラレタルコト並ニ譲渡ニ関スル一切ノ条件ヲ取締役会ニ一任セラレタルコトヲ述べ、本日ノ総会ノ議案ハ右一件ニ付之ヲ以テ閉会スル旨宣ス、時二午前拾壱時

昭和拾八年参月拾壱日

東京市京橋区築地五丁目貳番地参

昭和鉦業株式会社

議長 取締役社長 菅 礼之助

取締役

副社長 久留島 秀三郎

常務取締役 浜田 正

取締役男爵 古市 六三

取締役 豊田 秀兼

取締役 佐藤 祐一

監査役 玉井 徳和

監査役 鈴木 忠治

監査役 菅野 栄三郎

になるだろう。ちなみに、この資料の表紙にも、「庶務／18.4.20／吉田」の判子を押されており、庶務部門のチェックを経たことを確認できる。本節の最後に、「決議事項御通知」を以下に掲載しておく。

資料13

臨時株主総会決議事項御通知

拝啓 陳者本日開催ノ臨時株主総会ニ於テ左記ノ通り決議相成候間御了承被下度此段御通知申上候

敬具

記

一、会議ノ目的タル事項

営業ノ一部（製鍊ニ属スル部分）譲渡ニ関スル件

左記製鍊所及電鍊所並ニ之ガ営業ヲ譲渡スルモノトス

岡山県玉野市日比四百四拾八番地

日々製鍊所

広島県賀茂郡竹原町壱千四百四拾貳番地ノ壱

竹原電鍊所

以上

可決

昭和拾八年参月拾壱日

東京市京橋区築地五丁目貳番地参

昭和鉦業株式会社

株主の発言は部分的に残されているとはいえ、「議事次第書」の内容からはかなり変更されている。ただし、「売買契約書等ノ添付ヲ要スルニ非ル哉ノ疑義」をめぐる株主間のやり取りが残された点は興味深い。

「議事録」では、議長の説明もかなり簡素化されたから、研究にあたっては、「議事次第書」などを用いて、より詳細な情報に基づく検討が必要

この通知をもって、昭和鉱業は一九四三年三月一日に開催した臨時株主総会に関わる事務手続きを終えた。資料の内容に立ち入って検討することは、本稿の目的ではないから控えるが、本節で紹介した「議事次第書」や「議事録」、「社長演説要旨」の記述からは、議長（社長）が、戦時期に軍需企業が直面した事態とそれへの対応をどのように説明し、それに対して株主がいかなる反応を見せたのかという点に接近できるはず、と期待できる。この点については、「むすび」でもう少し議論を敷衍してみたい。

むすび

高崎経済大学図書館に眠らせておくには、あまりにもつたいないのではないか。これが、本稿の執筆動機である。

筆者はこれまで「株主総会議事録」あるいは「株主総会速記録」を用いて、株主総会の歴史分析を重ねてきた。¹⁰したがって、『昭和鉱業株式会社株主総会資料綴』を紹介することは、ある意味で無念なわけだけども、¹¹はくは、この資料を図書館が購入した二〇二一年二月以降、今に至るまで論文の形で世に問うアイデアを思いつかなかった。だから、この資料紹介を通じて、より多くの研究者にその存在を認知し、興味・関心をもってもらい、欲をいえば、論文を執筆してもらいたい。

確かに、『資料綴』に収められた資料だけで、論文を書き上げることにはむずかしいかもしれない。しかし、本論で言及した昭和鉱業の『営業報告書』は、「企業史料統合データベース」が第一回（一九三三年後期）から第二七回（一九四九年一〇月期）までを網羅している。

加えて、本論でも利用した帝国鉱業開発の社史は、昭和鉱業を買収した目的とそのプロセス、条件（株価、買収総額など）に言及している。¹²また、三井鉱山の社史も昭和鉱業の竹原電鍍工場と日比工場の買収に紙幅を割いている。すなわち、海軍は一九四二年、①高級電気鉛の増産と②黄銅屑を電気銅と電気亜鉛に再製することを計画し、①については神岡の鉛電解技術、②に関しては三池製煉所の黄銅分離技術を有望視して、三井鉱山に協力を要請した。それに対して同社は、鉛分解設備の増強を急ぐ必要に直面したものの、建設資材の入手難だけでなく、社内の設備の転用も容易ではなかった。そこで三井鉱山は、遊休を余儀なくされていた竹原電鍍工場の設備に目をつけ、海軍と相談したうえで買収に乗り出したという。詳細な情報とはいえないが、これ以降も簡単な事実経過は社史でも確認できる。¹³

より注目したいのは、『三井金属修史論叢』に掲載された実金（一九六八）と井崎（一九七一）が利用した資料である。

実金（一九六八）は、三井金属鉱業日比製煉所事務長を務めた実金亮の回顧録である。その内容は、①発端、②ビルマ進出の三井の鉛、③串木視察、④竹原の買収と日比、⑤いよいよ買収、⑥日比、竹原の歴史、⑦銅製煉と三井鉱山、⑧銅の増産指令と設備の南方転用問題、⑨日比買収にともなう操業上の苦悩、⑩竹原はついにボードインの鉛は製煉せず、⑪半炉半月操業、⑫硫酸工場の再開、⑬故銅の大量買付、⑭内地小鉱山の開発、⑮千原鉱業の誕生、⑯硫酸自家消費としての過燐酸石灰の試験およびチタン白の起業検討、⑰日比、竹原買収の結果論から成る。

一つひとつの記述は、それほど充実しているわけではないが、買収プロセスとその成果がある程度把握できる文献といえる。

他方、井崎（一九七二）は、そのタイトルにあるとおり、「昭和鋳業竹原電煉工場の回顧」を主な内容としているが、「三井鋳山の買収引継」にもかなり多くの紙幅を割いている。この論稿は、実金（一九六八）を前提に執筆されており、それとの重複を避けるため、「ここでは現地における引継事務その他についての、資料の紹介ということにしたい」と述べたうえで、「事務引継」に関しては、①引継日程、②引継員編成、③「三井・昭和引継立会担当者一覧表」、④「三井鋳山提出打合事項」、⑤財産目録、⑥原料・仕掛品・製品の引継に言及している。

井崎（一九七二）は「資料が僅かに現存するだけであるため、十分にその意をつくせないのが残念でならない」と悔しがっているけれど、「三井鋳山引継従業員」（移籍工員）の退職手当や待遇については、けっこう詳しい資料が掲載されている。問題意識によって、それらの資料の価値の大きさは変わってくるだろう。しかし、二次文献にとどまらず、新たな資料の発掘を通じて、『資料綴』はその魅力をさらに増すと考える。しかも頭の片隅に置き続けたいと思うし、多くの研究者に関心をもってほしいという希望を伝えることが、この資料を紹介した所以であることに変わりはない。

注

- (1) 三枝（一九九二）三六五―三六六頁。
- (2) 昭和鋳業株式会社「第一回営業報告書」一九三三年後期、一頁。
- (3) 山本（一九三八）二〇七―二〇九頁。
- (4) 井崎（一九七二）二五二頁。

- (5) 帝国鋳業開発（一九七〇）七二―七四頁。
- (6) 穴戸監修（二〇〇七）一八四二頁。
- (7) 穴戸監修（二〇〇七）一八四一頁。
- (8) 穴戸監修（二〇〇七）一九四二頁。
- (9) ただし、資料10の「之ガ為、特ニ専任技術者ヲ殆ンド常時現地ニ派シ、改造工事ノ指揮監督ニ当ラシムルト共ニ、本社ニ於キマシテモ、作業及び事務上ニ其ノ能率化ヲ創意工夫スル為ニ専門委員会ヲ設ケ、」という一文は削除された。

- (10) たとえば、戦間期については加藤（二〇一五）や加藤（二〇一八）、加藤（二〇二〇）、戦時期に関しては加藤（二〇二一）がある。
- (11) 帝国鋳業開発（一九七〇）六八―七二頁。
- (12) 三井鋳山編（一九九〇）一八二―一八四頁。
- (13) 三井金属鋳業は、一九一四年に営業を開始した三井鋳山神岡鋳山付属大牟田亜鉛製煉所を〈源流〉とする。三井鋳山は一九四三年に昭和鋳業から日比製煉工場と竹原電煉工場を買取すると同時に日比製煉所を設置、翌四年に同製煉所から竹原電煉工場を分離して竹原電煉所を設置して敗戦を迎える。一九五〇年、三井鋳山は金属部門を分離して神岡鋳業を設立した。三井金属鋳業はホームページの「沿革」で神岡鋳業を「当社前身」と記している。神岡鋳業が三井金属鋳業に商号を変更したのは、サンフランシスコ平和条約が発効した一九五二年のことである（三井金属鋳業ホームページ）。

〈参考文献〉

井崎幸之助（一九七二）「昭和鋳業竹原電煉工場の回顧」『三井金属修史論叢』第五号。

加藤健太（二〇一一）「太平洋戦争と山陽バルブ工業の株主総会——株主は影響力を失ったか——」『年報 日本現代史』第一六号。

加藤健太（二〇一五）「一九二〇年恐慌前後における日本紙器製造の株主総会——垂直統合戦略と資金調達をめぐって（1）（2・完）——」『高崎経済大学論集』第五八巻第一号・第二号。

加藤健太（二〇一八）「武藤山治の株主総会運営——鐘淵紡績『株主総会議事速記録』の分析——」『高崎経済大学論集』第六〇巻第四号。

加藤健太（二〇二〇）「日本企業と株主の歴史——株主総会の〈風景〉から見ててくること——」『運輸と経済』第八七六号。

三枝一雄（一九九二）『明治商法の成立と変遷』三省堂。

穴戸善一監修（二〇〇七）『会社法・商法法令集——昭和一三年改正以降の歴史——』レクシスネクシス・ジャパン。

実金亮（一九六八）「日比・竹原精錬所の買収経過とその後の運営について」『三井金属修史論叢』第二号。

帝国鉱業開発（一九七〇）『帝国鉱業開発株式会社史』金子出版。

三井鉱山編（一九九〇）『男たちの世紀——三井鉱山の百年——』三井鉱山。

山本勇三（一九三八）『ダイヤモンド産業全書1 産金』ダイヤモンド社。